

# 有機農業をめぐる事情

令和8年4月

農林水産省

農産局農業環境対策課

# 目次

## I. 有機農業の現状

有機農業・有機農産物とは？	3
有機農業がもたらす効果	4
有機食品市場	
①世界の状況	5
②日本の状況	6
有機農業の取組面積	
①世界の状況	7
②日本の状況	8
有機 J A S 認証取得農産物の国内外での格付状況	9
有機食品の輸出の動向	10
有機農業に取り組む生産者の状況	11
有機農産物の消費の動向	12
学校給食における農産物等の利用状況	
①市区町村数	13
②取組回数・産地・品目	14

## II. 有機農業の推進に関する法律関係

有機農業の推進に関する法律	16
有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）	17
みどりの食料システム戦略（概要）	18
有機農業の取組の拡大	19
食料・農業・農村基本計画の有機農業に関する概要（令和7年4月策定）	20

## III. 有機農業支援施策とその取組

2030年に向けた有機農業拡大の道筋	22
農林水産省の有機農業支援施策一覧	23
1. 有機農業の産地づくり支援	24
2. 有機農業に取り組む農業者の支援	29
3. 技術等の研究開発	31
4. 指導体制の整備	33
5. 有機農産物の加工・流通に関する支援	36
6. 消費者へのアプローチ	39



# I. 有機農業の現状

# 有機農業・有機農産物とは？

- 有機農業の基準は、コーデックス委員会\*1「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CXG 32-1999）」において示されており、化学合成農薬や化学合成肥料、組換えDNA技術を原則として使用しないこと等が求められる。
- なお、有機農産物として表示して販売するには、同ガイドラインに準拠した有機JAS規格に基づく認証を受ける必要がある。

\*1：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。

## 有機農産物の認証制度

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「**有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）**」の基準に従って生産が行われていることを**第三者機関が検査し、認証された事業者**は、「有機JASマーク」を使用し、「有機●●」「オーガニック」等と表示ができる。

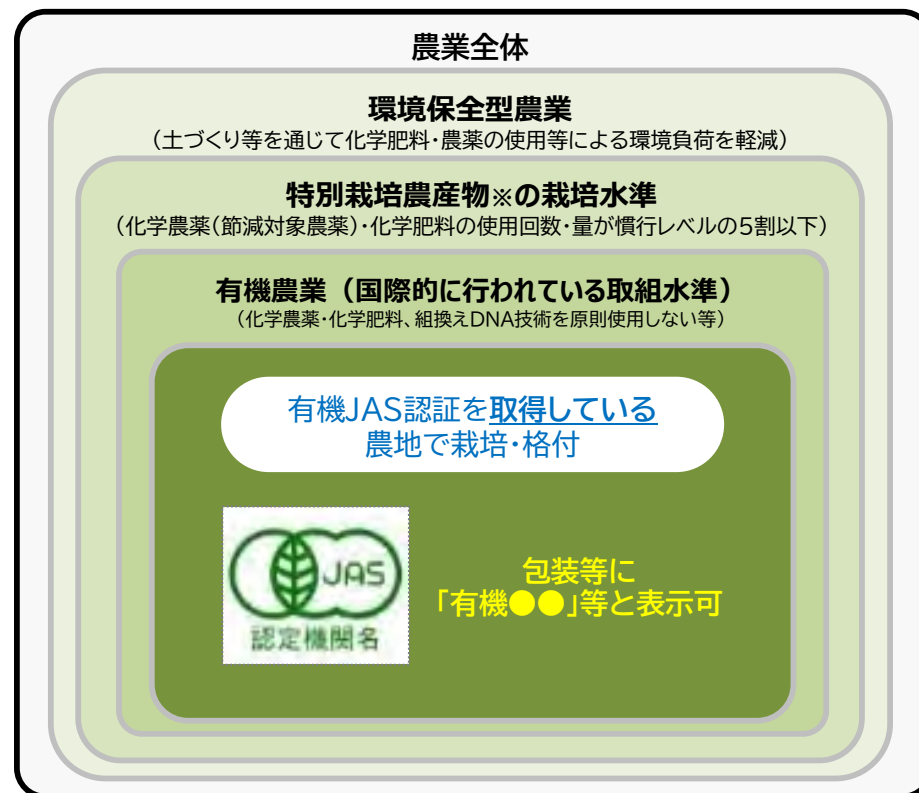


認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできません。



「**有機農産物の日本農林規格（有機JAS）**」には、化学的に合成された肥料及び農薬の**使用を避ける**ことを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、**✓周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること**  
**✓は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと**  
**✓組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと**などが規定されている。

## ▼化学肥料や化学農薬の使用状況（取組水準）と用語の関係



※ H19 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3定義における「特別栽培農産物」の定義に基づくもの。

# 有機農業がもたらす効果

▶ 有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するとともに、海外からの化学肥料の輸入に依存しない農業としても効果的。

## 生物多様性の保全への貢献

15 陸の豊かさも守ろう  
生態系の維持・生物多様性に貢献できる

▶ 有機の水田では慣行栽培よりも高い生物多様性が確認。

### 生物多様性の保全に係る効果

生物群 <sup>1</sup>	栽培方法間の比較
レッドリスト植物	慣行 < 農薬節減 < <b>有機</b>
アシナガグモ属	慣行 < 農薬節減・ <b>有機</b>
アカネ属	慣行 < <b>有機</b>
トノサマガエル属	慣行・農薬節減 < <b>有機</b>
水鳥	<b>有機栽培の水田が多い地域ほど多い</b>

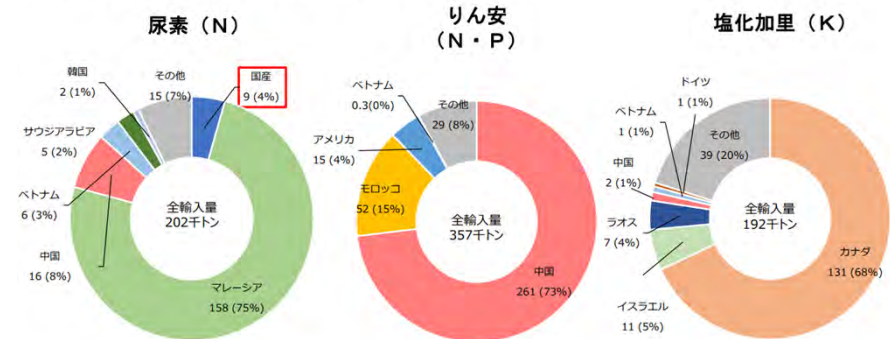
令和元年8月28日(国)農研機構プレスリリース  
「(研究成果)有機・農薬節減栽培と生物多様性の関係を解明」より

## 資材の海外依存からの脱却

3 すべての人に健康と福祉を  
化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる

▶ 我が国の化学肥料原料はほぼ全量を海外からの輸入に依存。  
▶ 食料の安定供給の確保の観点からも、化学肥料に依存しない有機農業の拡大は重要。

R5肥料年度(令和5年7月~令和6年6月)



資料：経済安全保障推進法第48条第1項の規定に基づく調査結果をもとに作成(工業用仕向けものを除く。)  
注：1)「その他」には、輸入割合が1%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。  
2) 全輸入量には、国産は含まれない。

## 海外での有機農業の効果に関する研究事例

3 すべての人に健康と福祉を  
化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる

13 気候変動に具体的な対策を  
適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる

6 安全な水とトイレを世界中に  
化学物質の水路への流出防止につながる

15 陸の豊かさも守ろう  
生態系の維持・生物多様性に貢献できる

有機農業と慣行農業の比較調査結果を整理。有機農業では、

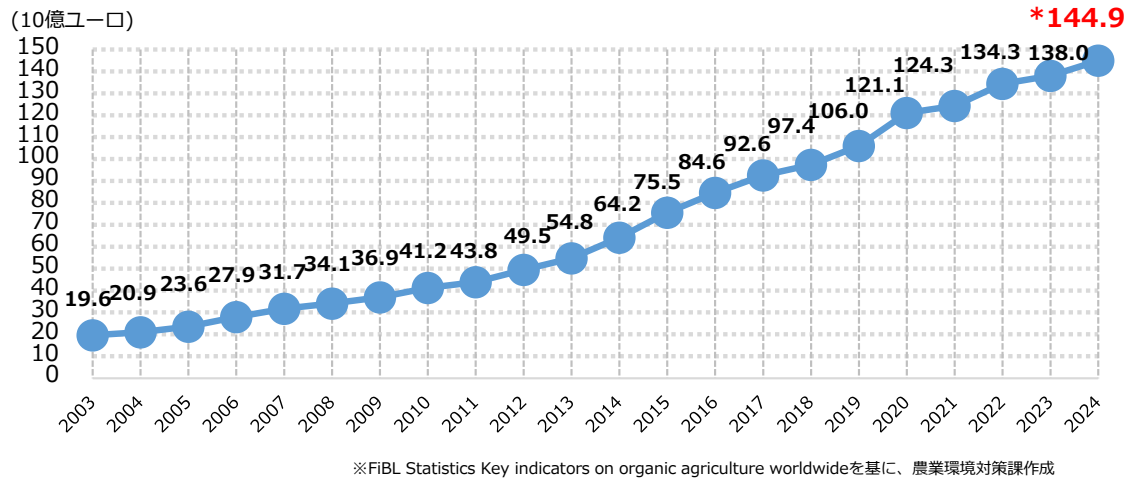
**水質保全、土壌肥沃度、生物多様性、地球温暖化防止(土壌炭素貯留)、土壌浸食防止、資源(窒素等)の利用効率等の面で有意な差がある(有機農業の方が優良)。**

(ハインリヒ・フォン・チューネン研究所(ドイツ連邦政府のシンクタンク)の報告 [https://literatur.thuenen.de/digbib\\_extern/dn060722.pdf](https://literatur.thuenen.de/digbib_extern/dn060722.pdf)をもとに農業環境対策課が整理)

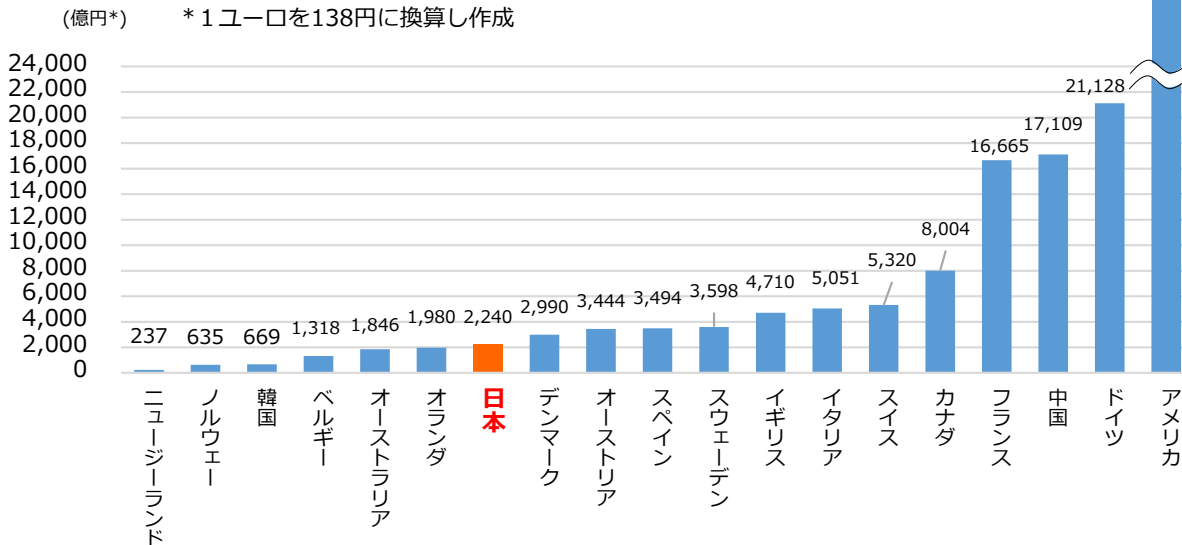
# 有機食品市場 ①世界の状況

- ▶ 世界の有機食品売上は増加傾向にあり、2024年では約1,449億ユーロ（約23.6兆円/1ユーロ=163円）。
- ▶ 米国の売上は8兆円超、独は2兆円超、中国、仏は1兆円超。日本は中国に次いでアジア2位、世界では13番目の有機食品市場規模（2022年）。
- ▶ 1人あたりの有機食品消費額の世界平均は2,346円(17.0ユーロ)、スイスや北欧諸国で高い傾向（2022年）。

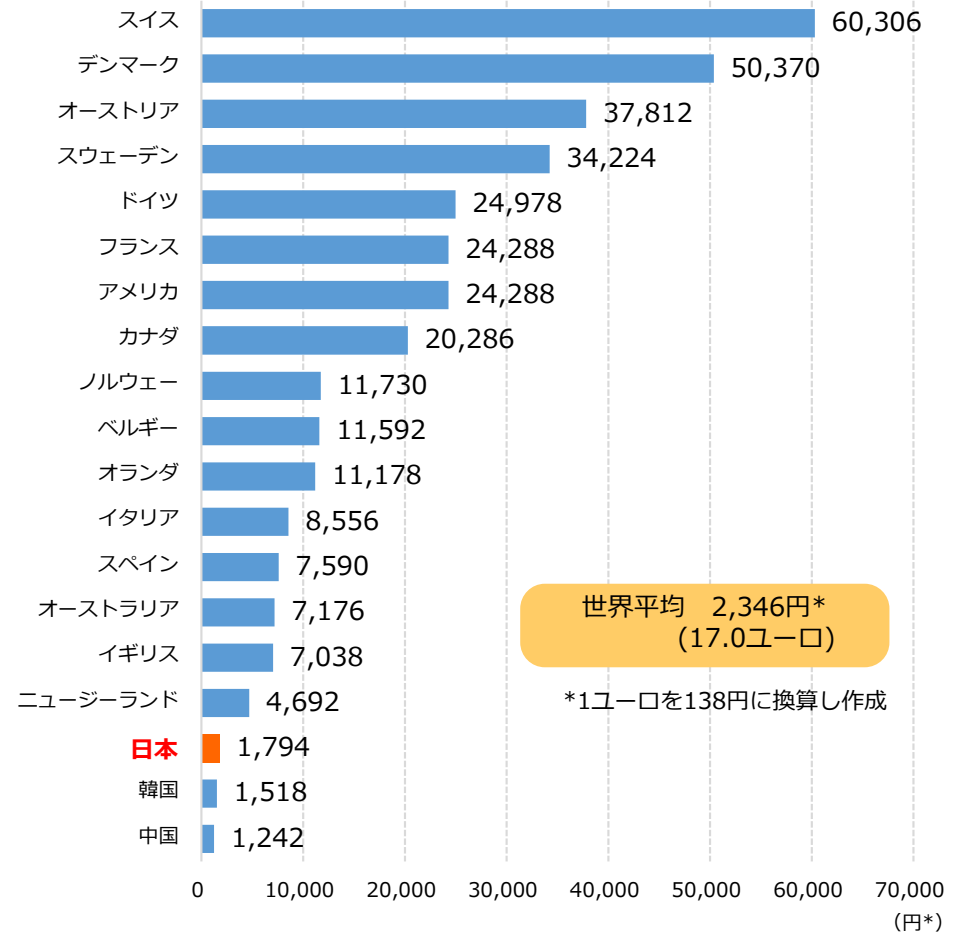
## 世界の有機食品売上の推移



## 国別の有機食品売上額(2022年)



## 国別1人あたりの年間有機食品消費額（2022年）

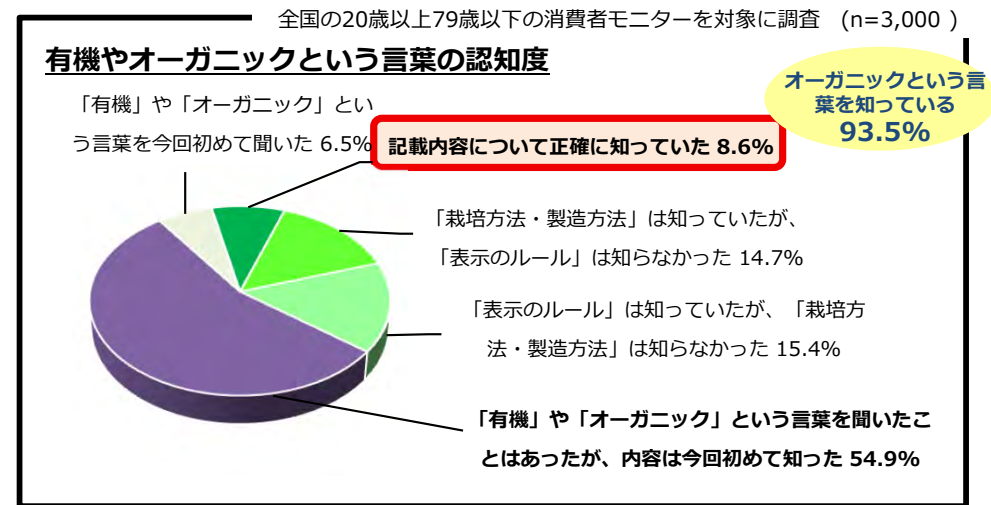
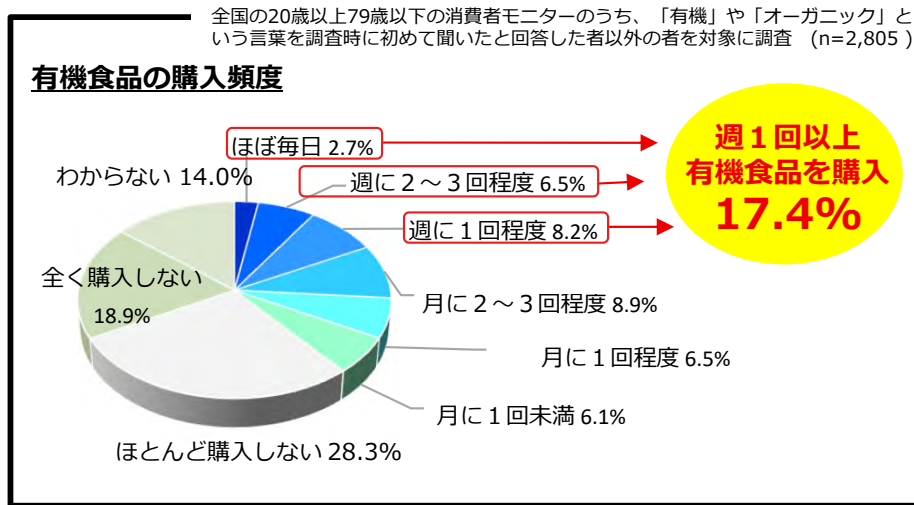


※FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2024を基に、農業環境対策課作成

# 有機食品市場 ②日本の状況

- ▶ 我が国の有機食品の市場規模は、消費者アンケートにより、2009年に1,300億円、2017年に1,850億円、2022年に2,240億円、2025年に3,595億円と推計。
- ▶ 2025年の調査では、週に1回以上有機食品を利用する消費者は17.4%。

## ■有機食品の購入等について

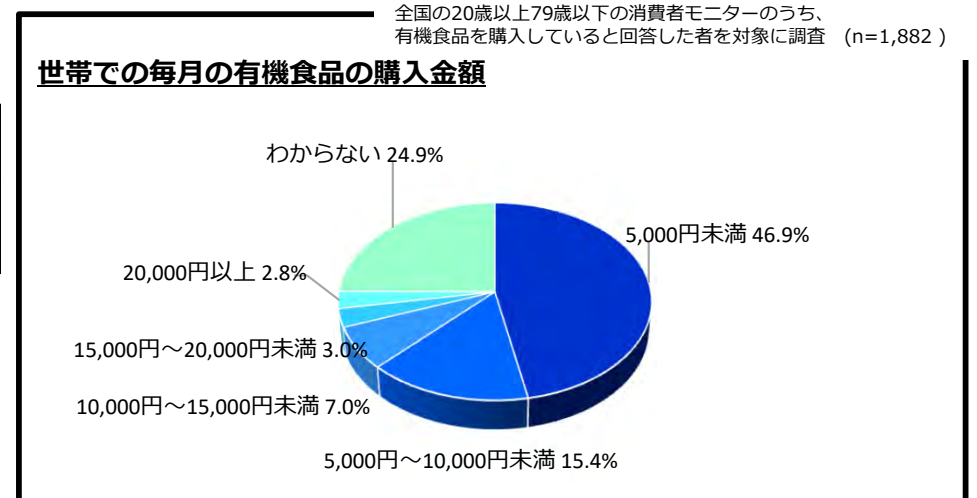


## ■国内の有機食品市場規模推計の推移

2009年	2017年	2022年	2025年	2030年 (目標)
1,300億円	1,850億円	2,240億円	3,595億円 (2,766億円*)	3,280億円

※2025年の推計は、物価上昇の影響を考慮して2017年を基準に消費者物価指数（食料）を用いて補正

出典：2009年は、IFOAM ジャパン/オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計。2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計。2022年は、農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」による推計。2025年は、農林水産省「令和7年度 有機農業及び有機食品に関する意識・意向調査結果」を基に、農業環境対策課作成。2030年は、上記2009年、2017年推計値を基に、農業環境対策課作成。

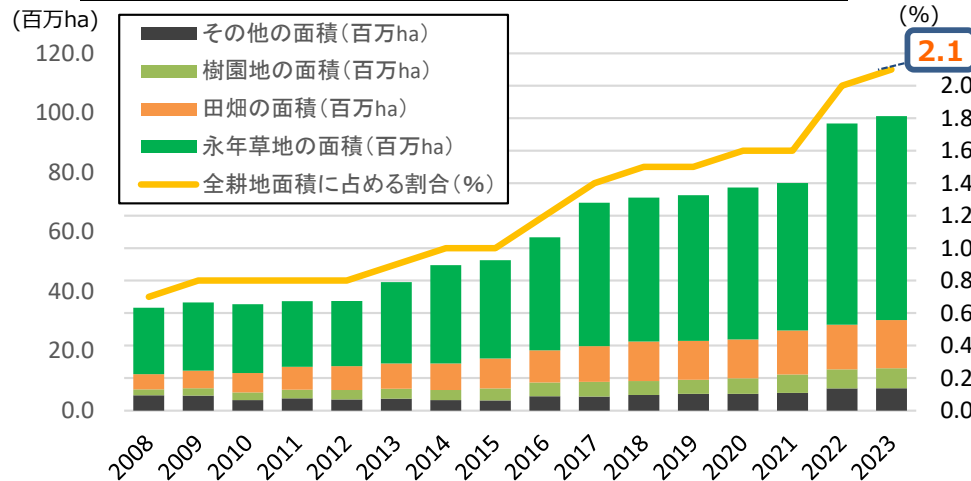


出典：農林水産省「令和7年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業及び有機食品に関する意識・意向調査結果」

# 有機農業の取組面積 ①世界の状況

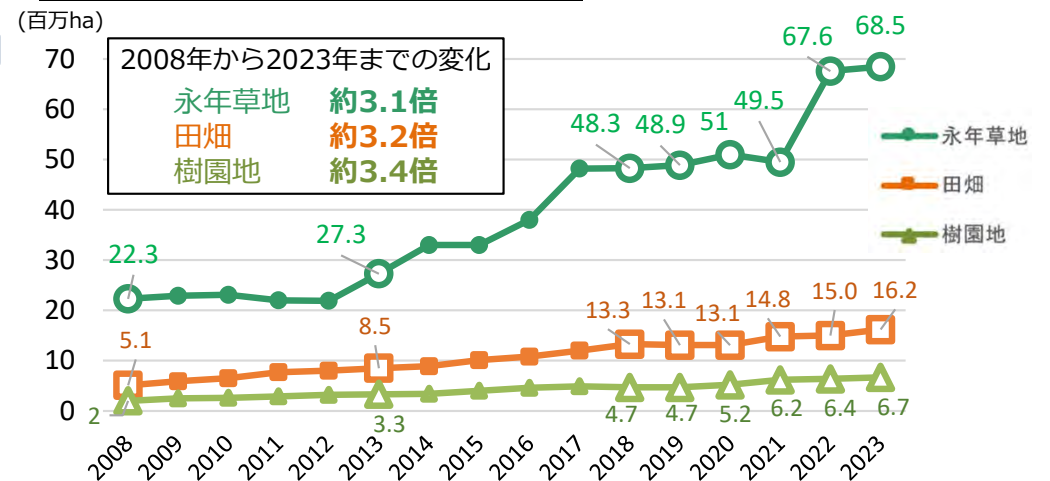
- 世界の有機農業の取組面積は過去15年間で約3倍に拡大し、2023年では約98.9百万ha、全耕地面積に対する有機農業取組面積割合は約2%。ここ10年程度は永年草地の拡大が顕著。
- 有機農業の取組面積割合は、欧州諸国では高い一方、アメリカや中国は低く1%に満たない。

世界の有機農業取組面積及び全耕地面積に占める割合



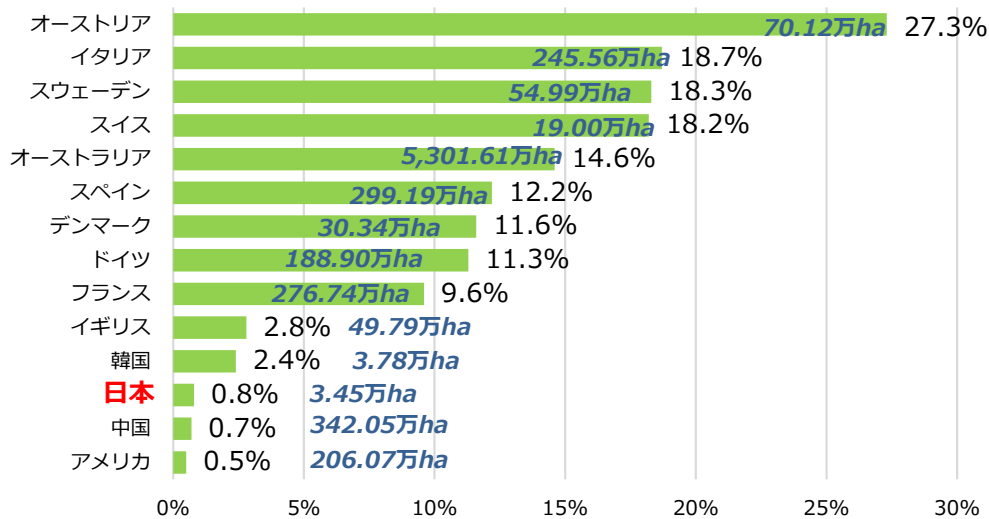
※FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2025を基に、農業環境対策課作成

世界の地目ごとの有機農地面積の変化



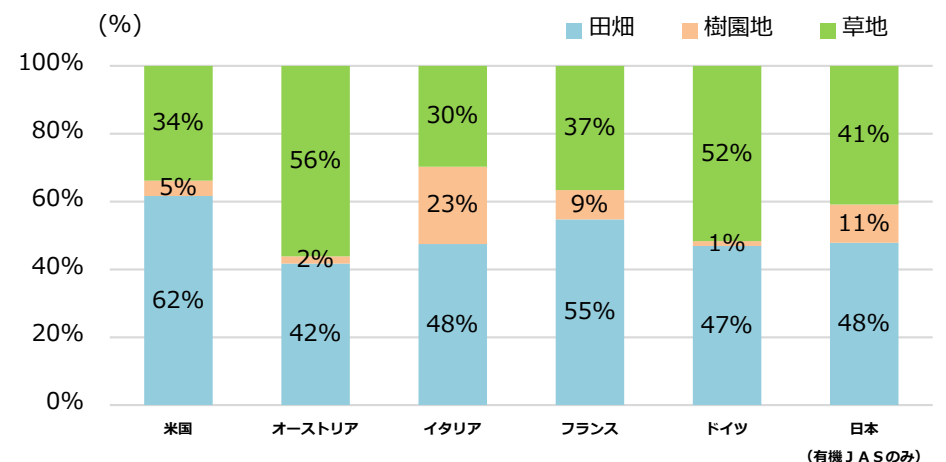
※FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2025を基に、農業環境対策課作成

耕地面積に対する有機農業取組面積と面積割合 (2023年)



注1: FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2025を基に、農業環境対策課作成。  
注2: 日本は、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行なわれている農地面積を含む。

各国の有機農業面積に対する地目別の割合 (2023年)

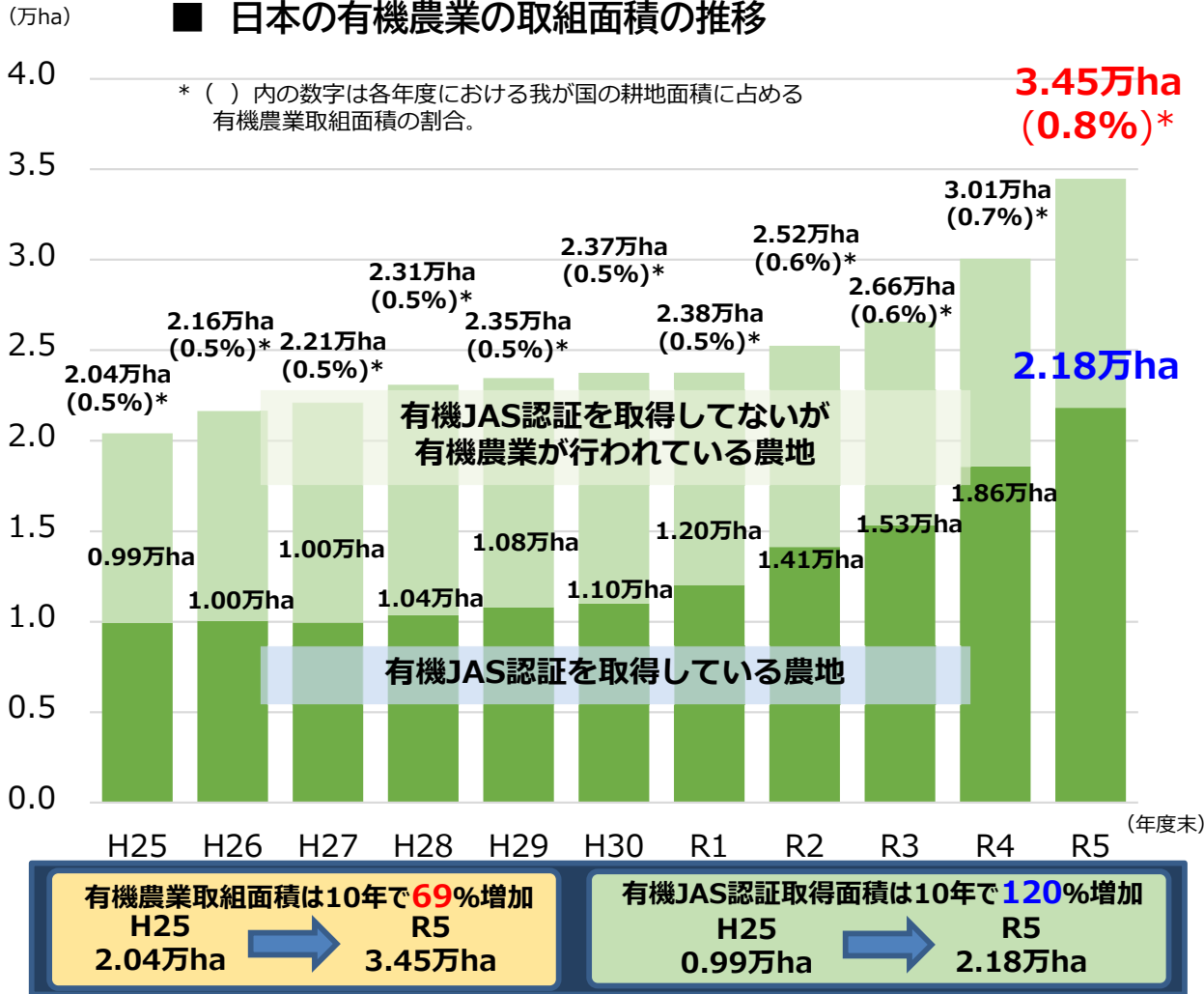


※FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2025を基に、農業環境対策課作成

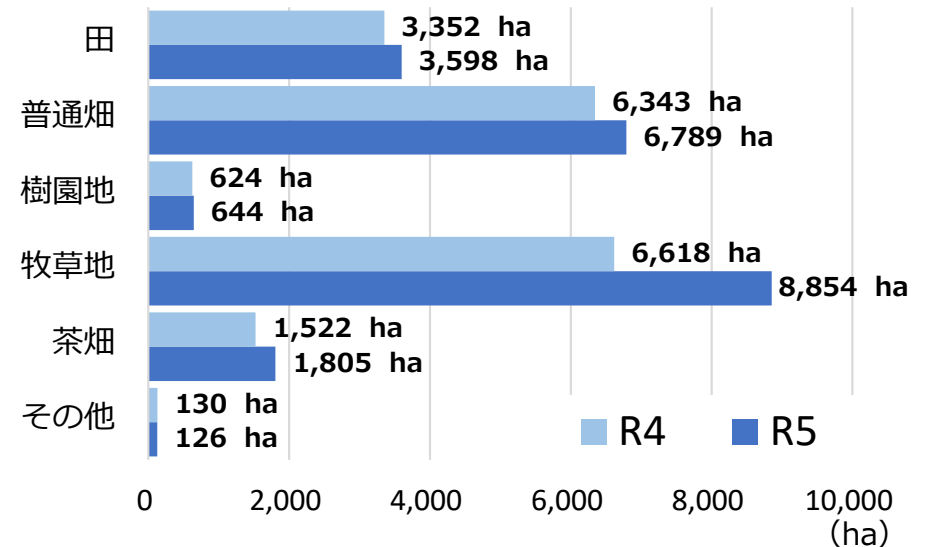
# 有機農業の取組面積 ②日本の状況

- 日本の有機農業の取組面積は拡大傾向にあり、特に有機JAS認証農地は10年で2.2倍に拡大。
- 地目別では、主に牧草地や普通畑で拡大。

## 日本の有機農業の取組面積の推移



## 有機JASの地目別面積の推移 (R4年度→R5年度)



## 地目別で、有機JAS面積の伸びの大きい都道府県 (R4年度→R5年度)



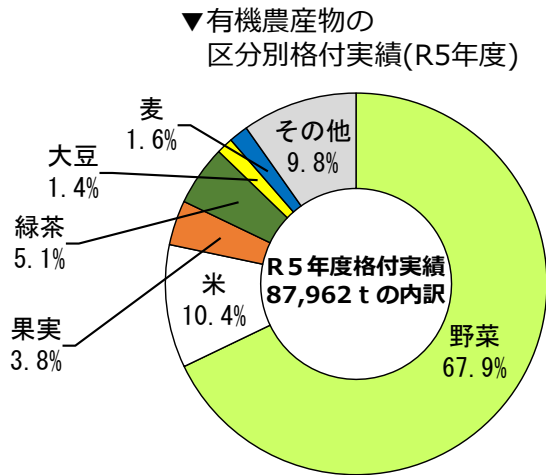
※ 有機JAS認証を取得しているほ場面積は「国内における有機JASほ場の面積」から引用。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：H25、26年は、「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」（MOA自然農法文化事業団）の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計、H27年度以降は、都道府県からの聞き取りにより推計し、農業環境対策課にて取りまとめ。）

※ 令和3年度末までの有機JAS認証を取得している農地は、翌年度4月1日時点の数値を集計しているため、本グラフにおいては前年度末（3月31日）時点のデータとして記載。（例：令和3年度末（令和4年3月31日）の有機JAS認証を取得している農地の数値は「国内における有機JASほ場の面積（令和4年4月1日現在）」から引用）

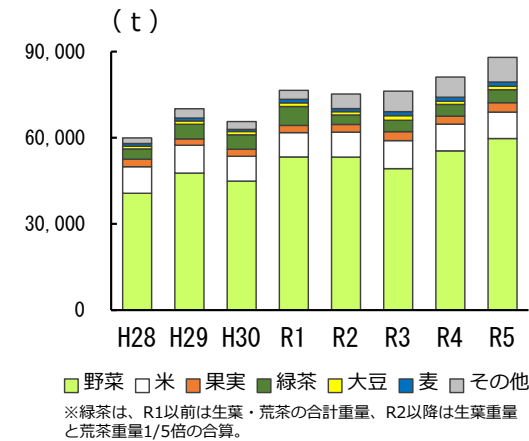
# 有機JAS認証取得農産物の国内外での格付状況

- 令和5年度に国内で有機JAS認証を取得した農産物（格付けされた有機農産物）は年間約8万8千トンで、野菜が68%、米は10%。
- 国内の農産物総生産量のうち有機農産物が占める割合は、野菜は0.43%、米や麦、果実は0.1%程度であるが、茶は6%を超えており、大豆は0.47%となっている。
- 海外で格付けされたもののうち日本向けに出荷された有機農産物は年間約6万トン（国内格付け数量の約7割）で、果実、大豆、コーヒー生豆で5割以上を占める。

## 区分別格付実績（国内）

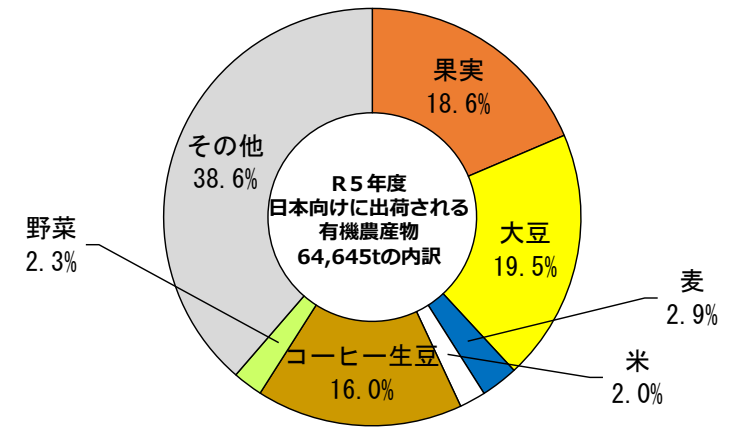


## ▼有機農産物の区分別格付実績の推移

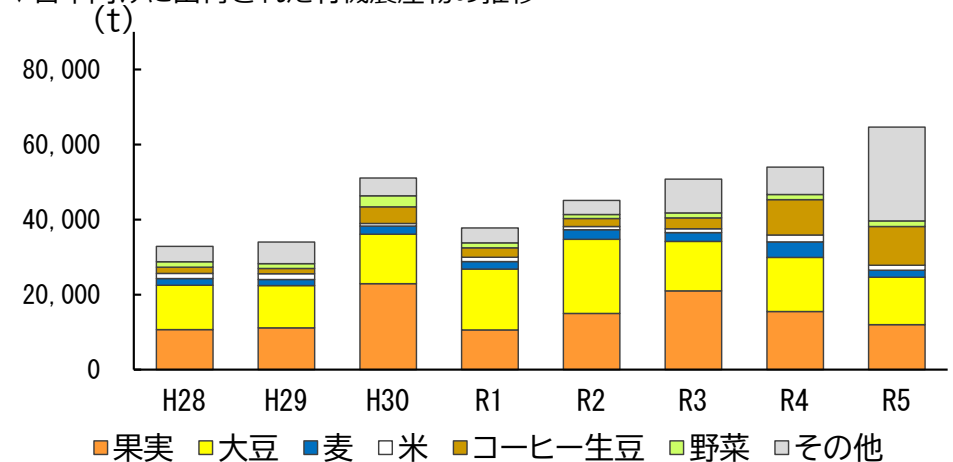


## 日本向けに出荷された有機農産物

### ▼日本向けに出荷された有機農産物の内訳(R5年度)



### ▼日本向けに出荷された有機農産物の推移



## 総生産量に対する有機JAS（国内）の割合\*（R5年度）

区分	総生産 (千t)	格付数量 (国内) (t)	有機JASの割合*
野菜 (スプラウト類を含む)	13,964	59,705	0.43%
果実	2,447	3,333	0.14%
米	7,911	9,187	0.12%
麦	1,310	1,437	0.11%
大豆	261	1,227	0.47%
緑茶(荒茶)	68	4,486	6.60%

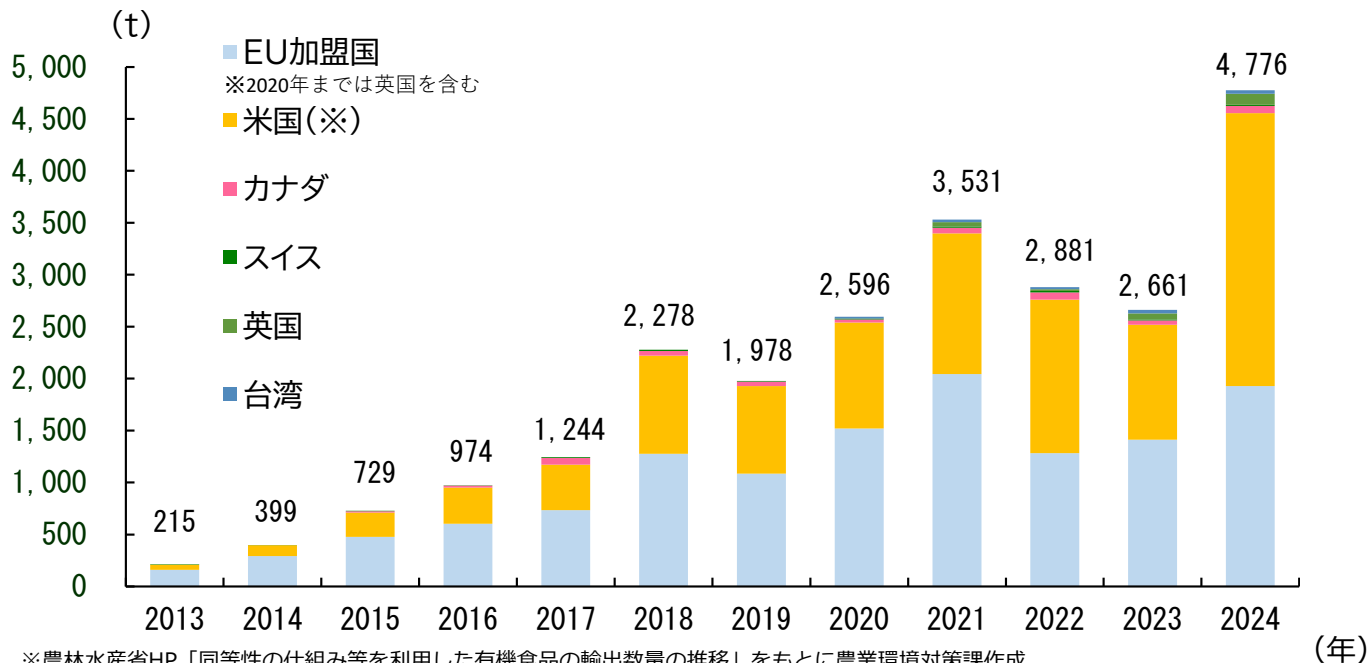
\* 各区分における国内総生産量に対する有機JAS格付数量の割合

※農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

※農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

# 有機食品の輸出の動向

## 米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の推移



※農林水産省HP「同等性の仕組み等を利用した有機食品の輸出数量の推移」をもとに農業環境対策課作成  
 ※米国向け輸出数量は、2013年分まではレコグニションアグリーメントに基づき農林水産省から認定された認証機関が取りまとめた輸出実績のみを集計。

### <有機同等性が認められた場合>

日本の事業者は、JAS法に基づく認定を受ければ（**有機JAS認証を取得すれば**）、外国・地域の有機認証を受けずに、**「有機」と表示した農産物等の輸出が可能**です。

### <有機同等性が認められていない場合>

日本の事業者は、**外国・地域の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができません**。

### 2024年の主な有機食品の輸出数量\*

\*米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の合計

品目	輸出数量
茶	2,999 t
こんにゃく	25 t
梅加工品	68 t
味噌	148 t
醤油	1,015 t
食酢	123t
納豆	78t
農産物(米)	6 t

## 輸出に関する各種情報

### JETRO ポータルサイト

各国の基礎的なマーケット情報、規制を調べられます。



### GFP 農林水産物・ 食品輸出プロジェクト

輸出に取り組む農林漁業者、生産者団体、食品事業者の交流のための枠組み。



(参考) 有機農産物の輸出にあたっては、輸出先国の残留農薬基準を確認しましょう。

有機JASで認められている農薬でも、輸出する際は、輸出先国の残留農薬基準値の確認が必要です

品目別の残留農薬基準値についてはこちら（輸出・国際局輸出支援課のページ）▶



※基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。

# 有機農業に取り組む生産者の状況

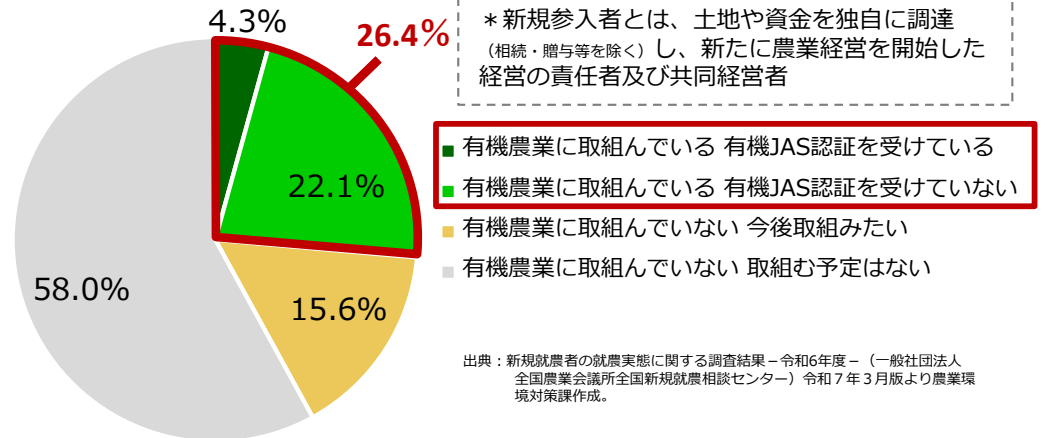
- ▶ 令和5年度時点の有機農業者数は約1.26万人であり、平成21年度と比較して、総農業経営体数は減少したものの、有機農業者数は漸増。
- ▶ 新規参入者のうち有機農業に取り組んでいる者は約3割と高い傾向。
- ▶ 令和6年度の有機JASを取得している農家戸数は、平成22年度以降過去最大の4,075戸。

## 有機農業に取り組んでいる農業者数の推計

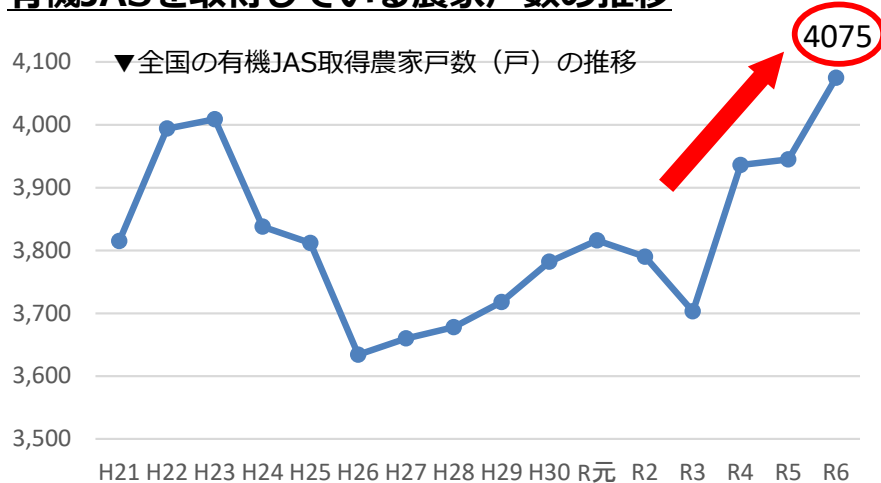
	H21年度	R5年度
全国の農業経営体数	175万3千経営体	92万9千経営体
<b>有機農業に取り組んでいる農業者数</b>	<b>1.18万人</b>	<b>1.26万人</b>
うち有機JAS認証取得者	0.38万人	0.39万人
うち有機JAS認証未取得者	0.80万人	0.87万人

有機農業に取り組んでいる農業者数は平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課(当時)調べ、「県別有機認証事業者数」及び都道府県聞き取りをもとに農業環境対策課作成、農業経営対数は「農業構造動態調査」をもとに作成

## 有機農業に取り組んでいる新規参入者\*の割合 (R6年度)

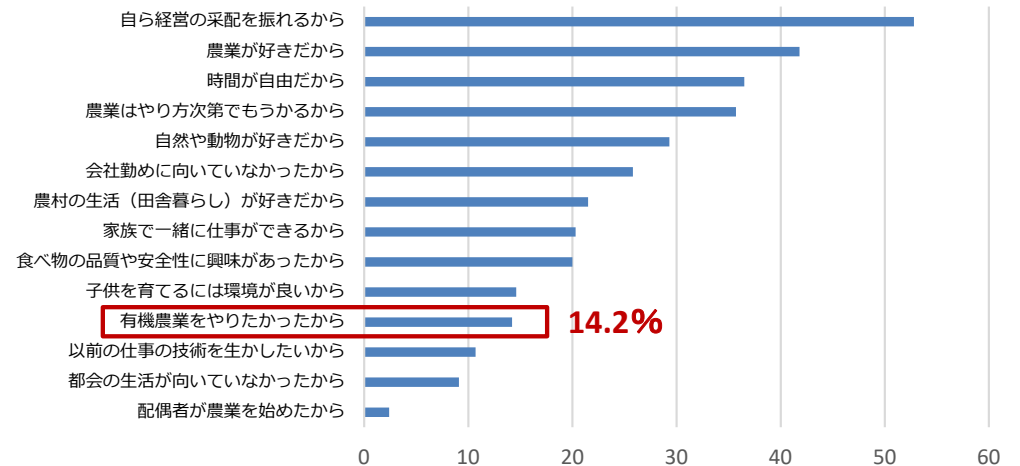


## 有機JASを取得している農家戸数の推移



※農林水産省HP「県別有機認証事業者数」をもとに農業環境対策課作成

## 新規参入者が就農した理由 (R6年度) ※複数選択



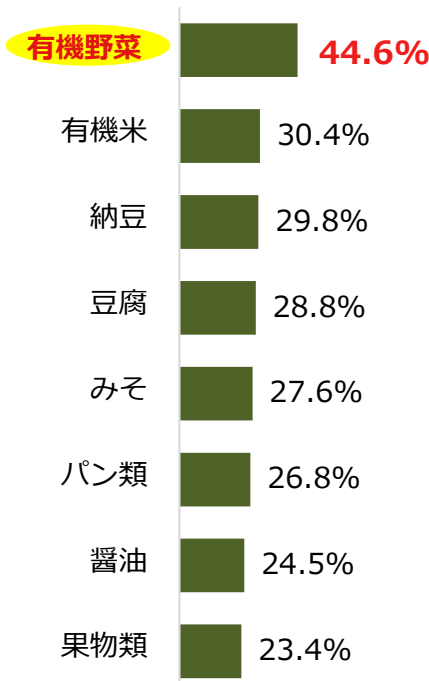
※新規就農者の就農実態に関する調査結果－令和6年度－（全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。

# 有機農産物の消費の動向

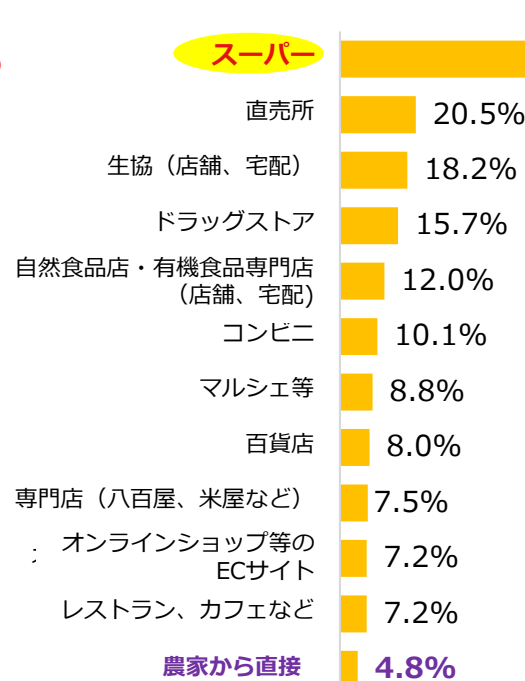
- 「有機食品を自分で購入している」者の動向は、
  - (1) 「有機野菜」を購入したことがある者が5割弱で最大。3割以上が「有機米」を購入している。
  - (2) 8割強がスーパーで有機食品を購入しており、農家から直接購入している者は1割に満たない。
  - (3) 有機農産物に対するイメージは「価格が高い」「安全である」「安心して食べられる」が主だが、「環境に負担をかけていない」との回答も7割弱。

全国の20歳以上79歳以下の消費者モニターのうち、「有機」や「オーガニック」という言葉を調査時に初めて聞いたと回答した者以外で、有機食品を「自分で購入している」と回答した者を対象に調査 (n=1,856)

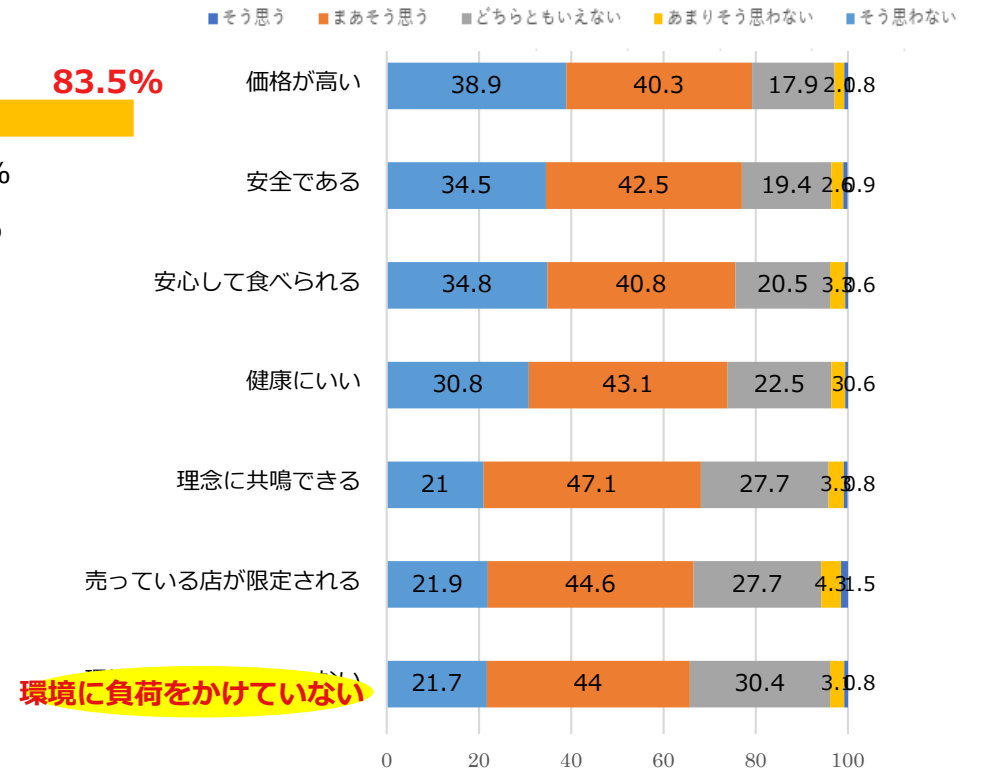
購入経験のある有機食材 (複数回答)



有機食品の購入先 (複数回答)



購入している有機食品のイメージ (複数回答)

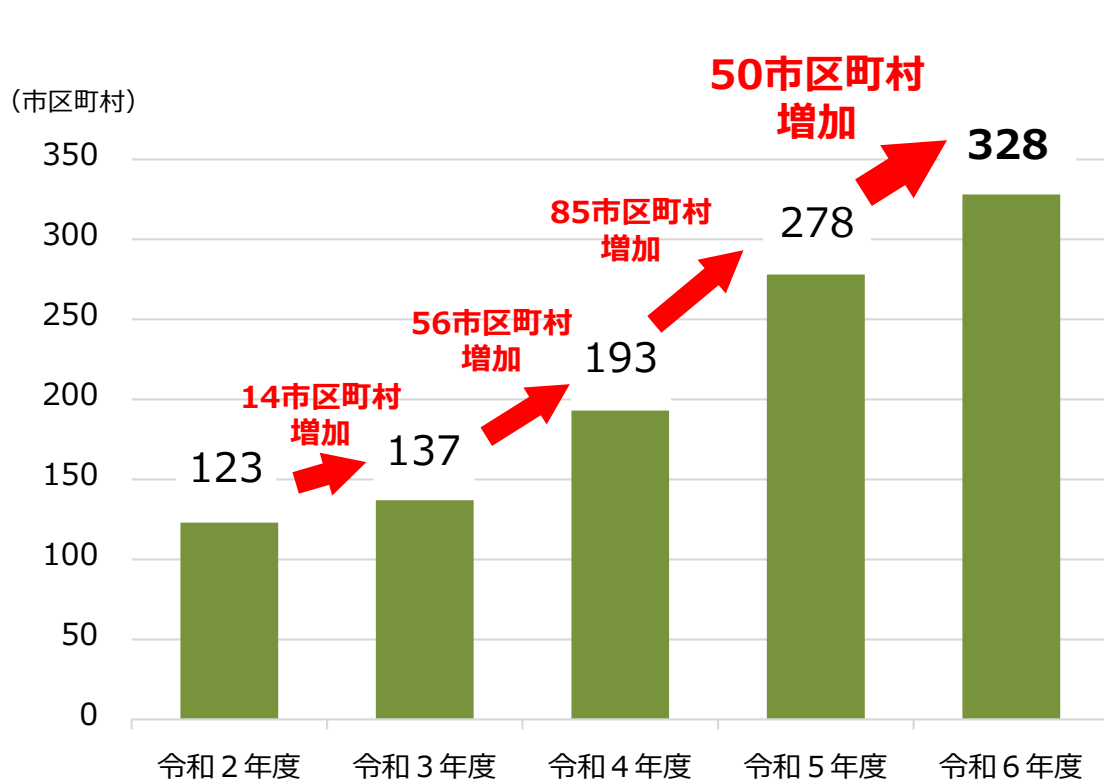


出典：農林水産省「令和7年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業及び有機食品に関する意識・意向調査結果」

# 学校給食における有機農産物等の利用状況 ①市区町村数

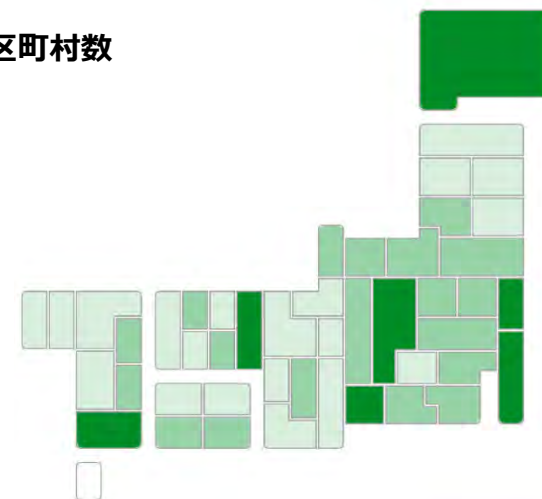
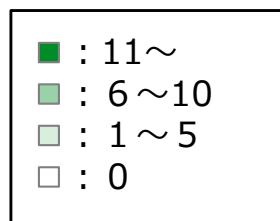
▶ 令和6年度末時点で328市区町村が学校給食で有機農産物等を利用しており、令和5年度末から50市区町村増加。これは国内の市区町村数の約2割を占める。

学校給食で有機食品を利用している市区町村数（令和2～6年度）

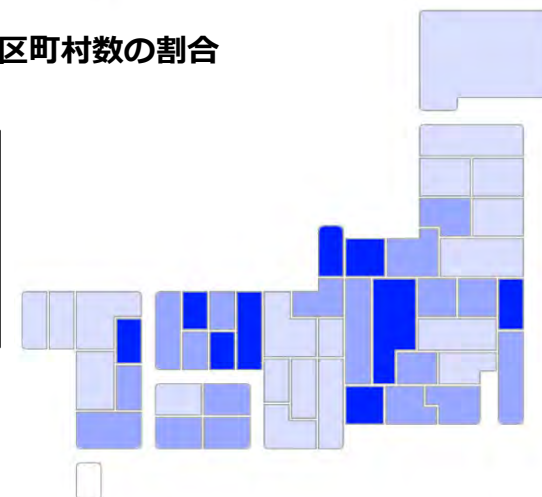
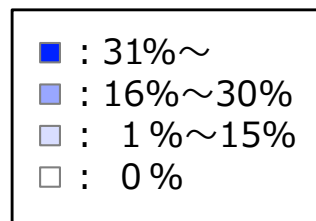


学校給食で有機食品を利用している市区町村数の都道府県分布（令和6年度）

都道府県ごとの取組市区町村数（全国で328市区町村）



都道府県ごとの取組市区町村数の割合（全国平均：約19%）

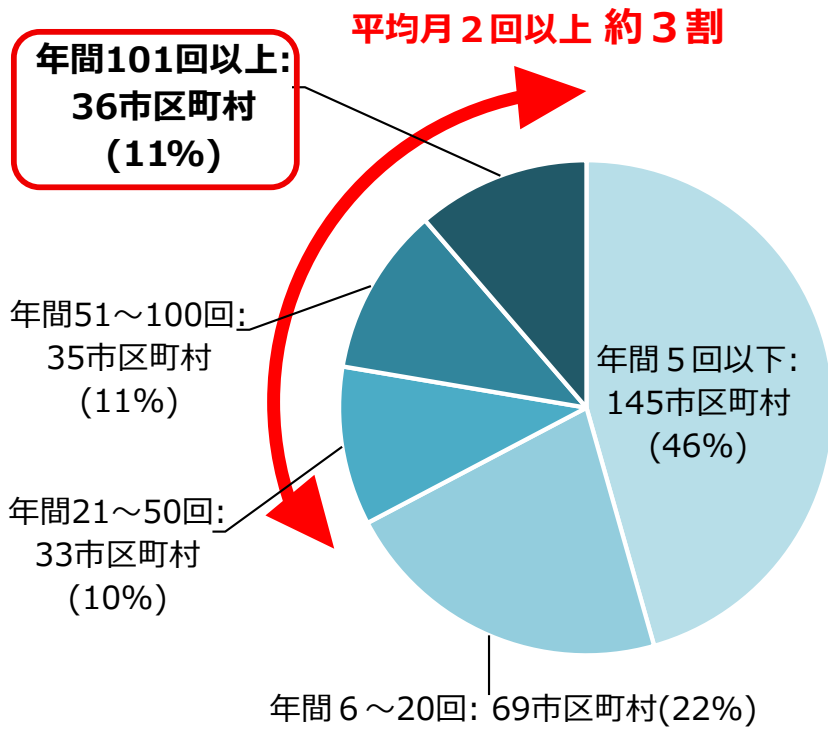


# 学校給食における有機農産物等の利用状況 ②取組回数・品目・産地

- ▶ 令和6年度に学校給食で有機食品を利用した自治体のうち、約3割の自治体は月2回以上の頻度で有機食品を利用。
- ▶ 学校給食に利用する有機農産物等の品目は野菜、米飯の順で多く、有機農産物等の産地は同一の自治体内が多い。

## 学校給食に有機農産物等を利用する回数（令和6年度）

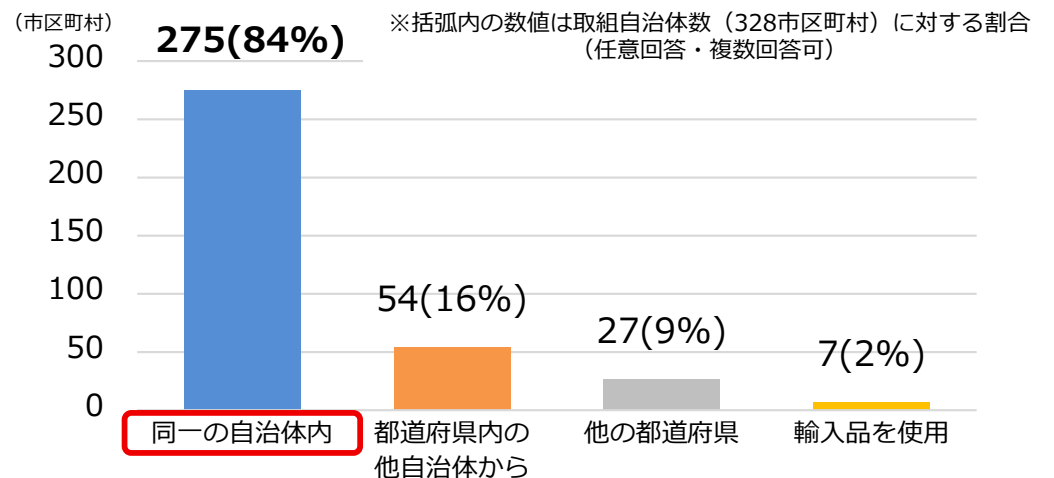
※括弧内の数値は有効回答のあった318市区町村に対する割合  
（自治体内で学校毎に取組回数が異なる場合は最大値をカウント）



## 学校給食に利用する有機農産物等の品目

利用品目 ※任意回答・複数回答可	R6 (市区町村)	R5 (市区町村)
米飯	164	127
野菜	233	189
果物	20	18
豆類	11	12
調味料・加工食品	32	20
その他 (パン、牛乳、茶、きのこ類等)	19	10

## 学校給食に利用する有機農産物等の産地（令和6年度）





## Ⅱ. 有機農業の推進に関する法律関係

# 有機農業の推進に関する法律

- ▶ 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
- ▶ 同法第6条に基づき、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を平成19年に策定（平成26年に改定）し、有機農業者の支援、技術開発、消費者の理解と関心の増進、連携・協力体制の整備等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。この状況を踏まえ、令和2年4月に本方針を改定。

## 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

### 第一条 目的

この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。**

### 第二条 定義

この法律において、「**有機農業**」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

### 第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、**有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。**

（以下略）

### 第六条

**農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。**

（以下略）

#### 基本方針において定める事項

1. 有機農業の推進に関する基本的な事項
2. 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項
4. その他有機農業の推進に関し必要な事項

### 第七条

**都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（推進計画）を定めるよう努めなければならない。**

（以下略）



# 有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）

➤ 新たな方針（令和2年4月30日公表）では、有機農業に係る人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進、技術開発・調査等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。

## 基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
  - 農業の**自然循環機能を大きく増進**し、農業生産に由来する**環境への負荷を低減**、さらに**生物多様性保全や地球温暖化防止等**に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村における**SDGsの達成に貢献**。
  - 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献**。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
  - **有機農業の生産拡大**：有機農業者の**人材育成、産地づくり**を推進。
  - 有機食品の**国産シェア拡大**：**販売機会の多様化、消費者の理解の増進**を推進。

## 推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように**見通し**。
  - <国内の有機食品の需要>  
1,300億円（2009）→ 1,850億円（2017）→ **3,280億円（2030）**
  - <有機食品の輸出額>  
17.5億円（2017）→ **210億円（2030）**
- この需要に対応し、**生産および消費の目標**として、以下を設定。
  - 【有機農業の取組面積】  
2.35万ha（2017）→ **6.3万ha（2030）**
  - 【有機農業者数】  
1.18万人（2009）→ **3.6万人（2030）**
  - 【有機食品の国産シェア】  
60%（2017）→ **84%（2030）**
  - 【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】  
17.5%（2017）→ **25%（2030）**

## 推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進**に関しては、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。
- 調査や技術開発等は、**国際水準に限らず幅広く推進**。

※青太字は今次基本方針にて追加された施策

➤ **人材育成**：就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導等**

➤ **産地づくり**：拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築等**

➤ **販売機会の多様化**：多様な業界との連携、**物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減等**

➤ **消費者の理解の増進**：表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起等**

➤ **技術開発・調査**：**雑草対策、育種等**、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信等**

## 中間評価及び見直し

- 10年後（**2030年**）を**目標年度**としつつ、達成状況を随時確認し、**5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討**。



# みどりの食料システム戦略 令和3年(2021年)策定



～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- **地球温暖化対策**や**生物多様性保全**など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
- 我が国の農林水産業の生産現場においても、**気候変動の影響**や**資材調達の不安定化**が年々深刻化。**食料システムの持続性確保**は喫緊の課題。
- こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「**みどりの食料システム戦略**」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、**長期的視点に立ったKPIを設定**し、様々な施策を展開。また、**アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデル**として国外へ発信。

## 戦略実現を支える主な制度

**食料・農業・農村基本法 (R6改正)**  
**食料・農業・農村基本計画 (R7改定)**

「**環境と調和のとれた食料システムの確立**」が主要政策として位置付け

**みどりの食料システム法 (R4制定)**

- ✓ **農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画**を都道府県知事が認定

〔省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業等〕

- ✓ **新技術の提供等を行う事業者の計画**を国が認定

〔農林漁業者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等〕

※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

## 環境配慮のチェック・要件化

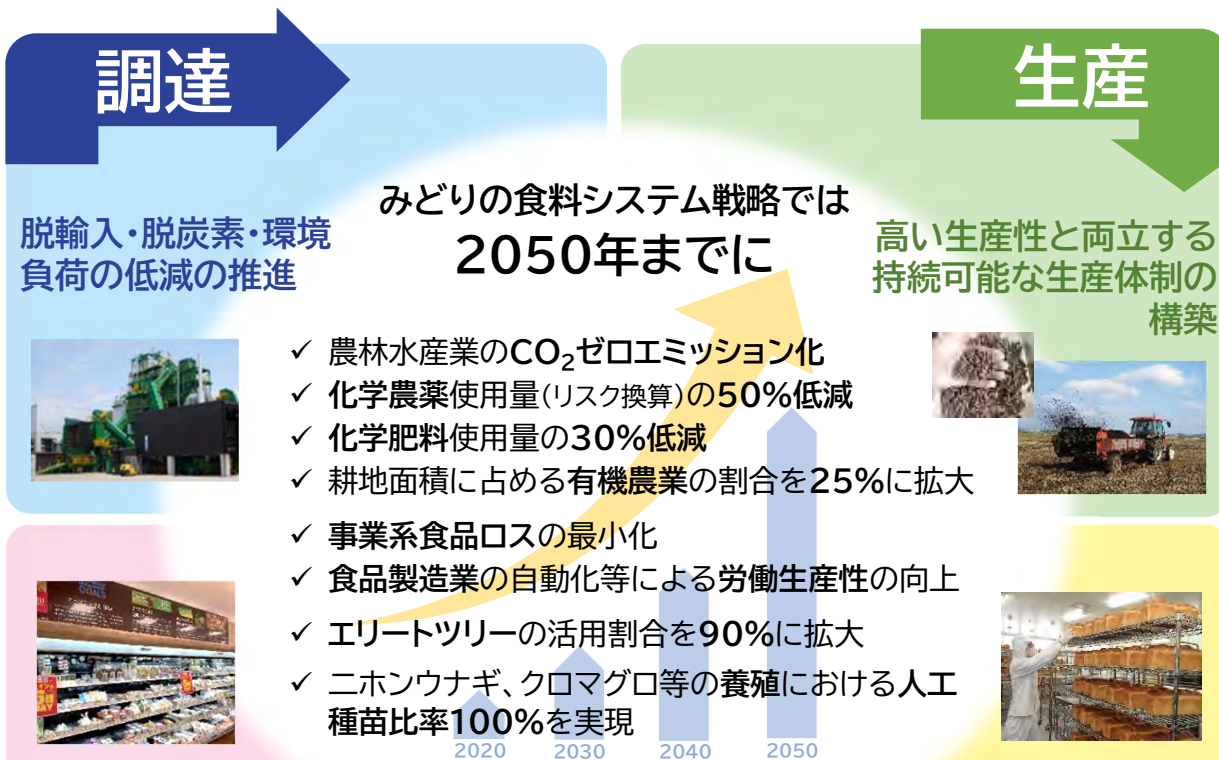
全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化

※ 令和9年度から本格実施

## 環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援

※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定



## 戦略実現に向けた主な取組

### スマート農林水産業の推進・気候変動への適応

データを利用した可変施肥、高温耐性品種への転換等



### J-クレジットの活用推進

中干し期間の延長、バイオ炭の施用等



### 環境負荷低減の取組の「見える化」

みえるらべるの普及、拡大



### 有機農業の推進

オーガニックビレッジの拡大、産地と消費地の連携等



## 国際的な展開

**農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ**  
(通称: MIDORI∞INFINITY)

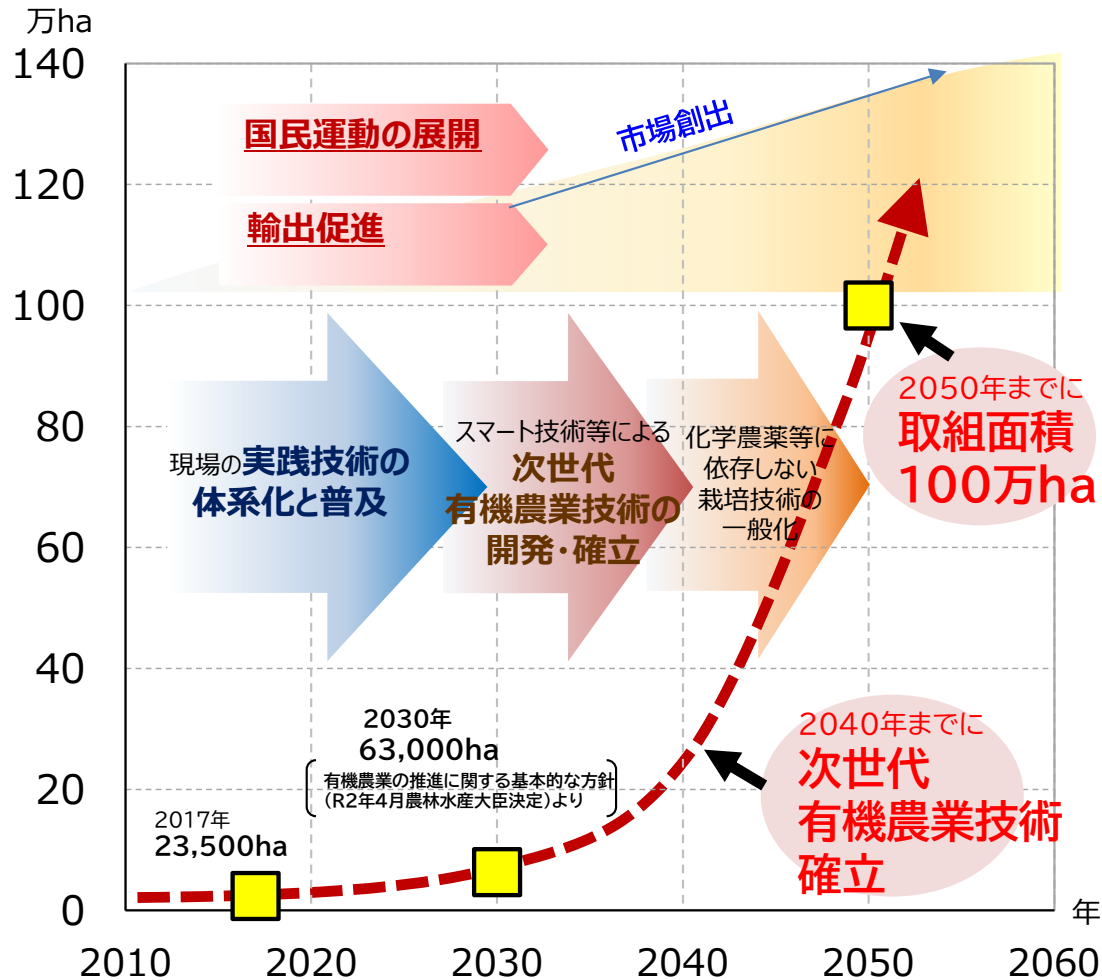
我が国が有するGHG(温室効果ガス)排出削減技術を海外へ展開

▶ **国際ルールメイキングにおけるプレゼンス発揮へ**

# 有機農業の取組の拡大

## 目標

- **2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大**（※国際的に行われている有機農業）
- **2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立**



## 有機農業の推進に関する基本的な方針

### 推進及び普及の目標

10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を見通し、生産および消費の目標を設定。

有機農業の取組面積

2.35万ha(2017) → **6.3万ha** (2030)

有機農業者数

1.18万人(2009) → **3.6万人** (2030)

有機食品の国産シェア

60%(2017) → **84%** (2030)

有機食品を週1回以上利用する者の割合

17.5%(2017) → **25%** (2030)

### 推進に関する施策

- **人材育成**
- **産地づくり**
- **販売機会の多様化**
- **消費者の理解の増進**
- **技術開発・調査**

# 食料・農業・農村基本計画の有機農業に関する概要（令和7年4月策定）

➤ 令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月11日に閣議決定。有機農業については、3つのKPIが設定されるとともに、環境負荷低減に向けた取組として、有機農業の推進が定められた。

## KPIの設定

	目標 (2030年 (年度))	KPI (2030年(年度))	
環境と調和のとれた食料システムの確立	生物多様性の保全	有機農業の取組面積	3.0万ha (2022年度) →6.3万ha
		有機農業の産地づくりに取り組む市町村数	137市町村 (2024年度) →250市町村
		有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合	38% (2023年度) →80%

## 本文抜粋

### IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

#### 1 農業生産活動における環境負荷の低減

##### (2) 環境負荷低減に向けた個別分野の取組

##### ② 生物多様性の保全等に関する取組の推進

##### イ 有機農業の推進

輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するだけでなく、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものである。有機農業の取組面積は、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村である「オーガニックビレッジ」の創出の推進等により、2022年度には約3万haまで拡大した。

一方、有機農業へ移行した当初の農地では単収が低く不安定であることや、技術の体系化や指導体制の構築が不十分であるため、有機農業への転換を希望する農業者が取り組みやすい環境を整備することが必要であるほか、熟成が不十分な堆肥の施用や雑草による害虫の発生等に伴う生産や品質への影響も踏まえた対応が必要である。また、流通面では、ロットが小さく流通コストが嵩むことが課題であり、販売面でも、国内の有機食品市場の更なる拡大に加え、海外市場獲得に向けた取組を強化し、需要を拡大する必要がある。

このため、団地化を進め産地育成を図る観点から、地域計画と連携し、**オーガニックビレッジの横展開**や、みどりの食料システム法に基づく有機農業のモデル区域の設定等、有機農業の産地づくりに取り組む市町村の拡大を図る。また、産地で指導的な役割を果たす有機農業者の育成を図るとともに、農業者への直接的な支援として、環境保全型農業直接支払制度において、2025年度から、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。技術の普及については、都道府県域での広域的な技術の普及に向けて、**現場の実践技術の体系化や指導体制の構築を推進**するとともに、除草作業の省力化・効率化に資する機械除草体系の確立等、**次世代の有機農業技術の研究開発を推進**する。

また、有機農産物のブランド価値及び品質の向上を図るとともに、EUなど環境負荷低減に関心の高い海外市場をターゲットとし、**有機農産物の輸出に向けた取組を推進**する。加えて、**学校給食や公的施設等の食堂での有機農産物の活用等、産地と消費地が連携した取組の拡大**を図るほか、**国産原料を使用した有機加工品の開発**や**効率的な流通体制の構築**等、産地と事業者が連携した取組を後押しする。



## **Ⅲ. 有機農業支援施策とその取組**

# 2030年に向けた有機農業拡大の道筋

➤ 2030年に向けては、より多くの農業者が、持続可能な農業・有機農業に取り組みやすくするため、個々の農業者の点の取組から、幅広い関係者と協力した面的な取組への展開を進めていくことが重要。

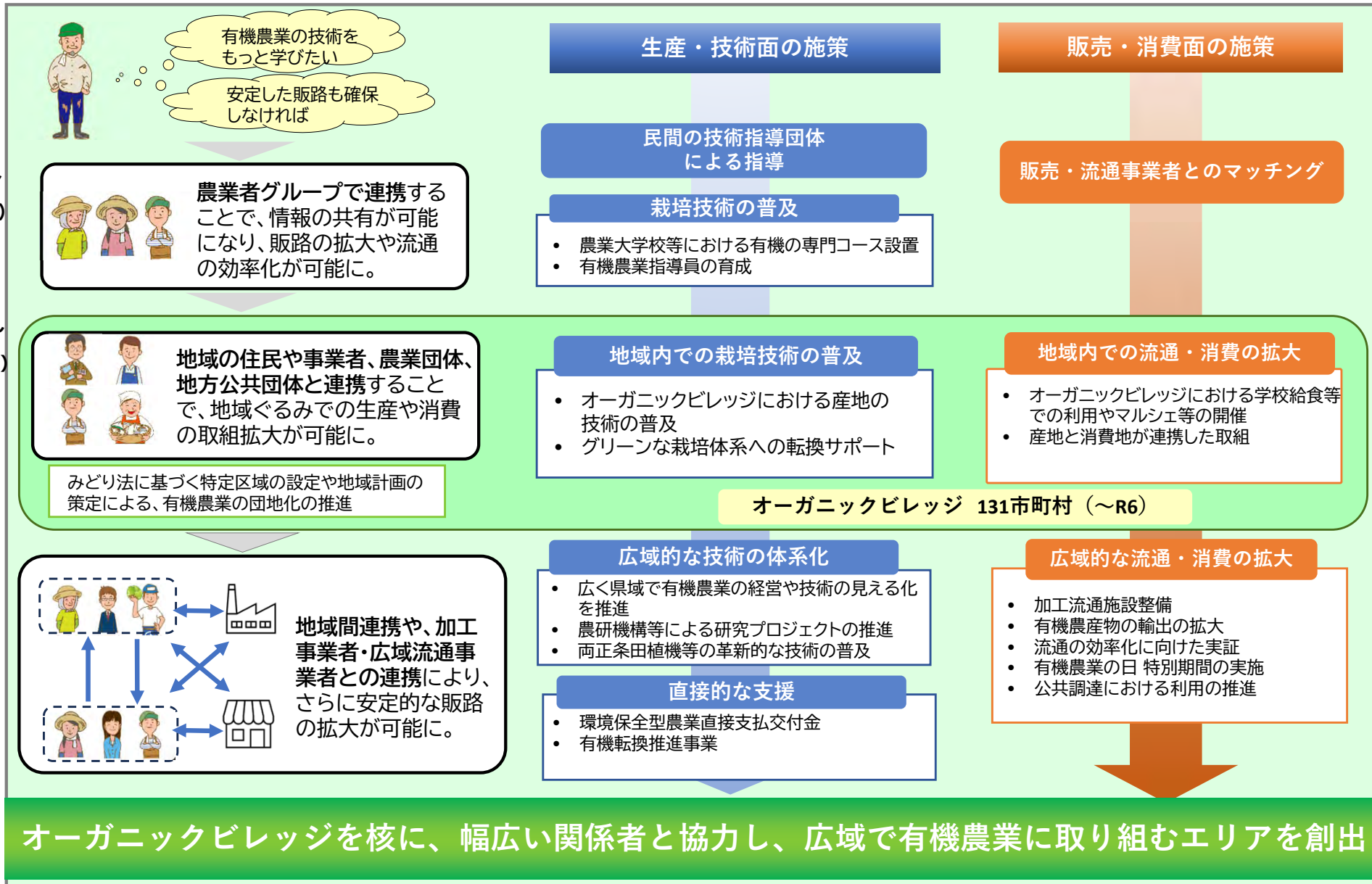
**点  
の取組**

2007年～  
(有機推進法)

2021年～  
(みどり戦略)

**面  
の取組**

～2030年



# 農林水産省の有機農業支援施策一覧（令和7年度）

## 1 有機農業の産地づくり

- (1)オーガニックビレッジの創出  
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
有機農業拠点創出・拡大加速化事業）
- (2)オーガニックプロデューサーの派遣  
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
有機農業推進総合対策事業）

## 2 有機農業に取り組む農業者の支援

- (1)地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に対する支援  
（日本型直接支払のうち環境保全型農業直接支払交付金）
- (2)新たに有機農業に取り組む農業者の支援  
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
有機転換推進事業）
- (3)有機JAS認証の取得支援  
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
有機農業推進総合対策事業）
- (4)スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大支援 **NEW**  
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
先進的有機農業拡大促進事業）

## 3 栽培技術の開発・普及

- (1)有機農業の技術の体系化・横展開
- (2)地域に応じた有機栽培マニュアルの作成  
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
グリーンな栽培体系加速化事業）

## 4 指導体制の整備

- (1)有機農業指導員の育成  
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
環境負荷低減活動定着サポート事業）
- (2)民間有機指導団体による技術指導活動の支援  
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
有機農業推進総合対策事業）

## 5 有機農産物の加工流通・輸出に関する支援

- (1)有機加工食品原料の輸入から国産への置き換え促進  
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
有機農業推進総合対策事業）
- (2)有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向けた取組の支援  
（グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち  
有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業）

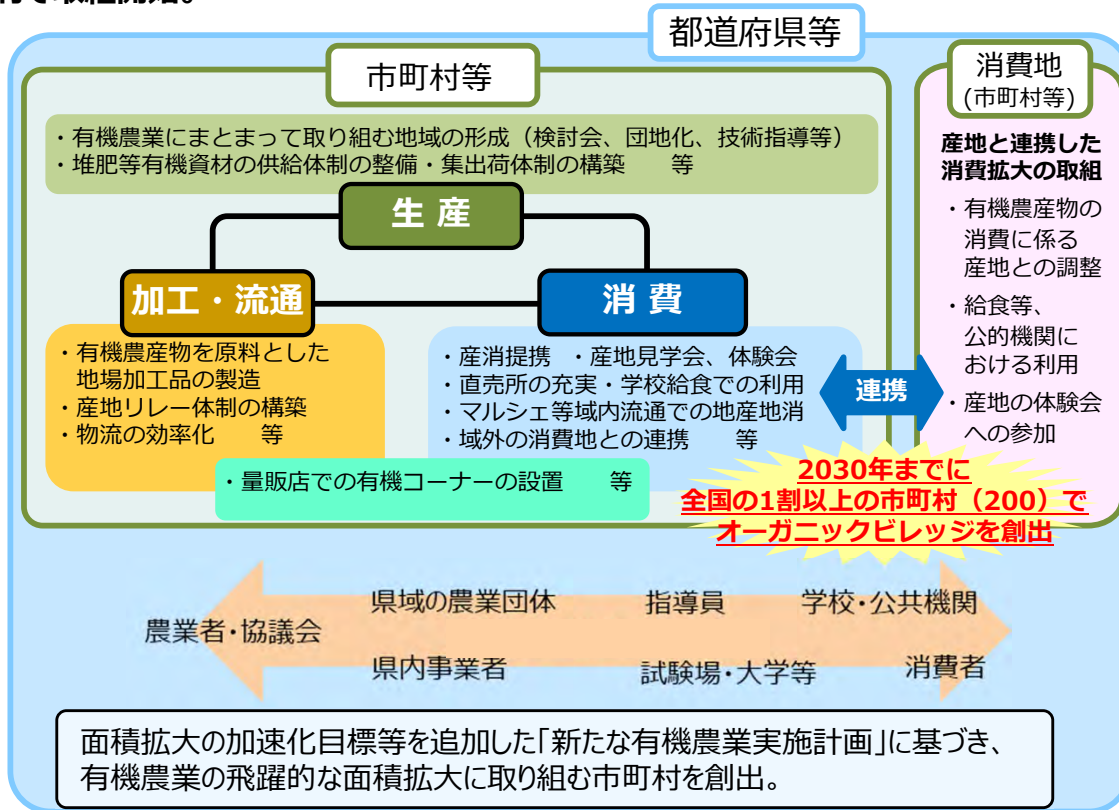
## 6 消費者へのアプローチ

- (1)国産有機農産物等の需要拡大  
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち  
有機農業推進総合対策事業）
- (2)国産有機サポーターズの運営
- (3)「有機農業の日」に合わせた特別期間の実施

# 1 有機農業の産地づくり

## (1) オーガニックビレッジの創出 (みどりの食料システム戦略推進交付金)

有機農業の面積拡大に向けて、**地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』**を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、**全国各地での産地づくりを推進。現時点で46道府県154市区町村で取組開始。**



全国各地の取組の共有 → 横展開

オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

令和6年度 131市町村

令和7年度 154市区町村

## (2) オーガニックプロデューサーの派遣

有機農産物等の**販売戦略の提案や助言**等を行う、**オーガニックプロデューサーを派遣**し、有機農業の拡大に向けた産地の課題解決を支援。

### オーガニックプロデューサーとは

安定生産に向けた生産技術、共同出荷グループづくり、販売方法の助言など、各地の要望に応じて、有機農業の生産から消費までの様々な面での助言を行い、有機農業推進に向けた地域の課題解決を支援。

### オーガニックプロデューサーによる支援事例

#### ○山形県南陽市

「市内レストランへの有機農産物の導入拡大支援」  
 地場産の有機農産物の活用に向け、地元飲食店と農家との信頼関係の構築 (シェフ向け農家視察ツアーの開催)、地域内物流システム (直売所や集荷場の有効活用) と受発注の簡素化 (LINEなどを活用) 等のノウハウを提供。

その他、過年度の支援事例↓



送料を抑えたいが、どうすれば？



バイヤーや消費者を呼んでイベントができないかなあ。

# 1 有機農業の産地づくり

## ① 有機農業拠点創出・拡大加速化事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進

### ○ 補助率 定額（機械の購入、リース経費は補助率1/2以内）

#### 有機農業実施計画の策定

（検討会の開催・試行的な取組の実施）  
（上限1,000万円）

事業期間は原則1年以内

1年目

実施計画の実現に向けた取組の実践  
（上限800万円）

事業期間は1年以内

2年目

大幅な面積拡大に取り組む場合は3年目以降も追加的に支援（上限1,000万円、最大2年間）

自立へ

★消費地と連携して消費拡大に取り組む場合、上限を200万円を加算。

### ○ 対象経費

- ・ 備品費※（リース・レンタルが困難な場合）
- ・ 賃金
- ・ 事業費（会場借料、借上費※、原材料費（学校給食での利用等に必要原材料費を含む）、資材費、消耗品費、情報発信費、研修等参加費等）
- ・ 旅費（委員旅費、調査等旅費）
- ・ 謝金
- ・ 委託費                      補助率：定額
- ・ 役務費                        ※機械の購入、リース経費は補助率1/2以内

### ○ 対象にならない経費

施設整備費、地方公共団体職員等の人件費、事業を実施していない期間の経費 等

### ○ 事業の取組イメージ

#### 検討会の開催

- ✓ 農業者、事業者、地域内外の消費者、専門家等からの意見の聴取等
- ✓ 地域の状況に関する調査
- ✓ 専門家による指導
- ✓ 先進地区の視察
- ✓ 特定区域の範囲・内容検討

#### 試行的取組の実施

- ✓ 生産、加工、流通及び消費の各段階における試行的な取組等を実施

※事例は次頁

有機農業実施計画  
策定・周知

事業開始年度の翌年度の4月までに都道府県に提出

オーガニックビレッジ宣言

- ・ 実施計画に基づく取組の実施  
暫定段階の取組  
推進体制づくり  
（検討会の開催、取組の実践、調査等）
- ・ みどり法に基づく特定区域の設定

実施計画に基づく取組の定着

有機農業の取組拡大・計画の実現

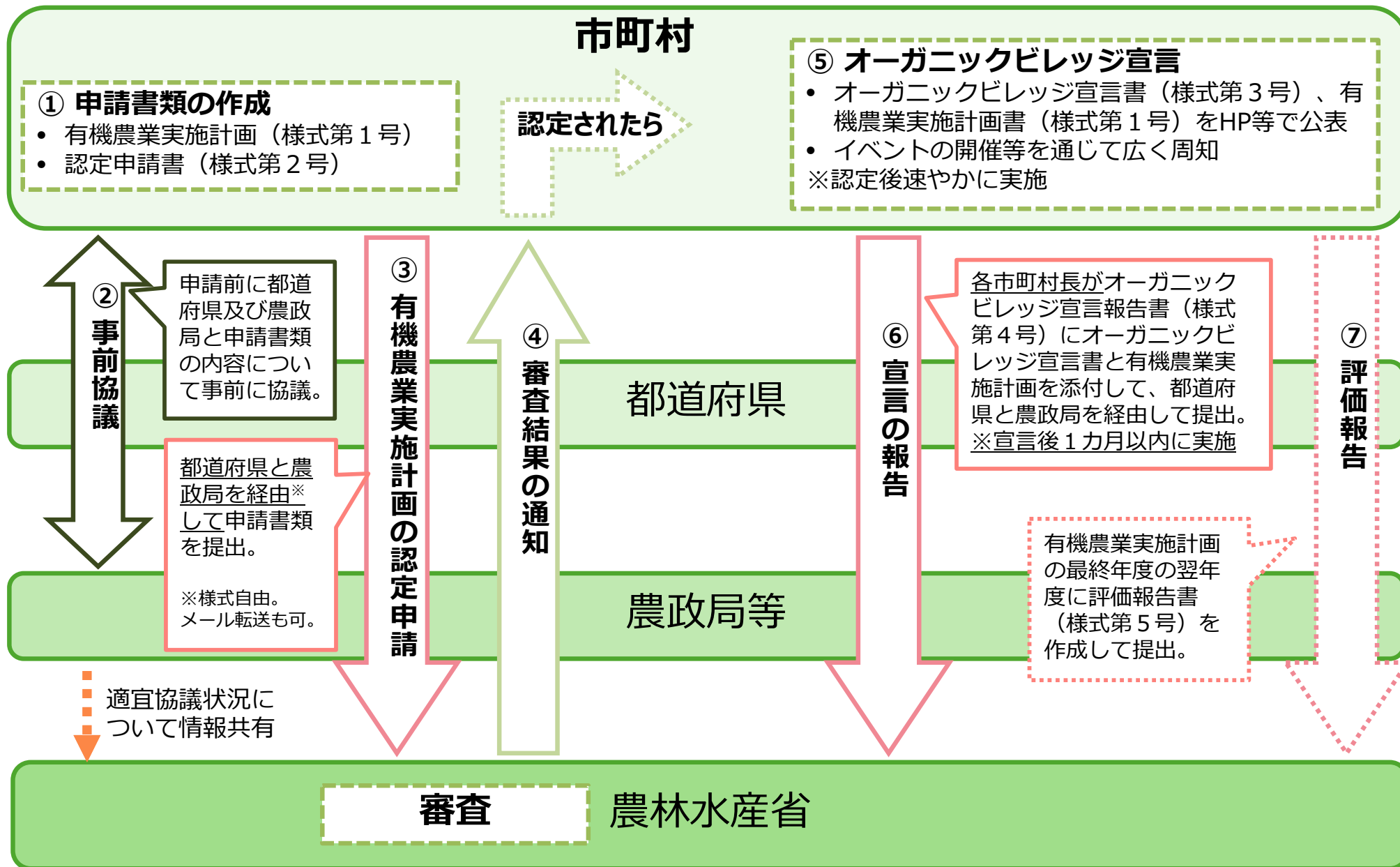
国費支援期間

実施計画期間（5年程度を想定）

# 1 有機農業の産地づくり

## ② 有機農業実施計画の認定によるオーガニックビレッジ宣言 **NEW**

より多くの市町村が主体となって有機農業に取り組んでいただき、有機農業の更なる推進を図っていくため、今般、有機農業実施計画の認定によりオーガニックビレッジを創出する制度を設けました。



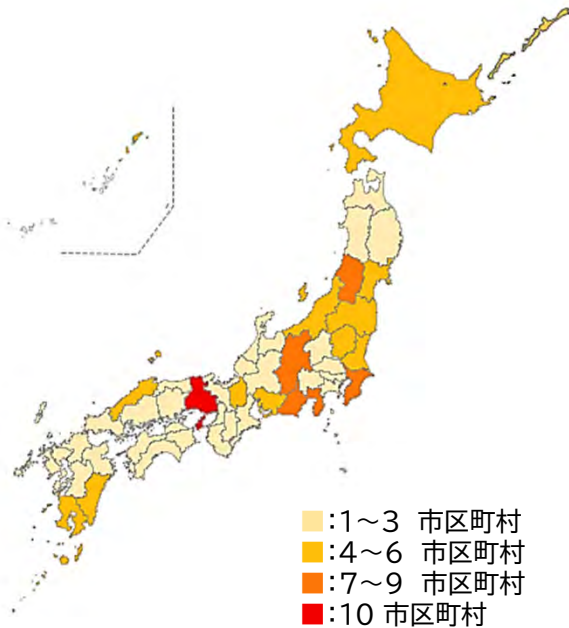
# 1 有機農業の産地づくり

## ③ オーガニックビレッジ実施地区

【R7. 12. 26時点】

- 有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。
- 令和3年度から取組を開始し、現時点で46都道府県154市区町村がオーガニックビレッジに取り組んでいる。

### 【実施市町村】



都道府県	市町村
北海道	(5) 安平町、旭川市、新十津川町、赤井川村、浦幌町
青森県	(2) 黒石市、五戸町
岩手県	(3) 花巻市、一関市、 <u>遠野市</u>
宮城県	(6) 登米市、栗原市、大崎市、加美町、 <u>石巻市</u> 、 <u>大郷町</u>
秋田県	(1) 大潟村
山形県	(7) 米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、山形市、酒田市、高畠町
福島県	(4) 二本松市、喜多方市、 <u>会津若松市</u> 、 <u>鮫川村</u>
茨城県	(4) 常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市
栃木県	(5) 小山市、市貝町、塩谷町、栃木市、 <u>大田原市</u>
群馬県	(3) 甘楽町、高山村、みなかみ町
埼玉県	(3) 小川町、所沢市、 <u>さいたま市</u>
千葉県	(7) 木更津市、佐倉市、神崎町、成田市、いすみ市、多古町、 <u>匝瑳市</u>
東京都	(1) <u>台東区</u>
神奈川県	(2) 相模原市、小田原市
山梨県	(1) 北杜市
長野県	(7) 辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、伊那市、佐久市、 <u>長和町</u>
静岡県	(8) 掛川市、藤枝市、川根本町、静岡市、富士宮市、島田市、伊豆の国市、 <u>小山町</u>
新潟県	(5) 佐渡市、新発田市、五泉市、阿賀野市、 <u>津南町</u>
富山県	(2) 南砺市、富山市
石川県	(3) 珠洲市、羽咋市、 <u>白山市</u>
福井県	(1) 越前市
岐阜県	(3) 白川町、飛騨市、 <u>山県市</u>
愛知県	(6) 東郷町、南知多町、岡崎市、大府市、美浜町・武豊町

都道府県	市町村
三重県	(3) 尾鷲市、名張市、伊賀市
滋賀県	(4) 甲賀市、近江八幡市、日野町、 <u>東近江市</u>
京都府	(2) 亀岡市、京丹後市
大阪府	(2) 堺市、泉大津市
兵庫県	(10) 豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、淡路市、神戸市、朝来市、加東市、上郡町、 <u>稲美町</u>
奈良県	(3) 宇陀市、天理市、山添村
和歌山県	(1) かつらぎ町
鳥取県	(2) 日南町、 <u>八頭町</u>
島根県	(5) 浜田市、大田市、邑南町、吉賀町、江津市
岡山県	(2) 和気町、 <u>新庄村</u>
広島県	(1) 神石高原町
山口県	(1) 長門市
徳島県	(2) 小松島市、海陽町
香川県	(1) 三豊市
愛媛県	(1) 今治市
高知県	(1) 馬路村
福岡県	(2) うきは市、篠栗町
佐賀県	(2) 上峰町・みやき町
長崎県	(3) 南島原市、雲仙市、 <u>五島市</u>
熊本県	(3) 南阿蘇村、山都町、菊池市
大分県	(3) 佐伯市、臼杵市、豊後高田市
宮崎県	(6) 綾町、高鍋町・木城町、えびの市、宮崎市、 <u>高千穂町</u>
鹿児島県	(5) 南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、始良市

※下線は令和7年度開始地区

### 令和6年度131市町村



新たに23市区町村で取組を開始

### 令和7年度154市区町村

# 1 有機農業の産地づくり

## ④ オーガニックビレッジの取組事例

有機農業の拡大に向けて、スマート技術の導入や学校給食での利用など、地域に即した多様な取組が展開。

**中国・四国**

給食・加工 面積 スマート

⑫ 鳥取県日南町 (水稲・野菜)

**Ohaから有機農業の産地化に挑戦!**

中山間地域のモデルとなる持続可能な産地形成を目指し、農機メーカーと連携したスマート農機(水田除草機等)の導入や販路拡大による農業所得の向上を目指す。

給食・加工 面積 人材育成

⑬ 徳島県小松島市 (水稲)

**有機農業が実践しやすい地域づくり!**

次世代有機農業技術者育成研修を行う有機農業サポートセンターにおける有機栽培への転換や新規就農に取り組む農業者への技術面でのサポートに加えて、学校給食の利用による販路確保や有機米のブランド化による付加価値向上に取り組む。

**北陸**

給食・加工 面積 人材育成 スマート

⑦ 新潟県阿賀野市 (水稲・エゴマ)

**スマート農機の活用で除草作業を効率化!**

約40年前から産地地区を中心に有機米が栽培されているが、環境への配慮や健康志向の高まりを背景に、近年、有機米の需要が高まっていることから、栽培を市全域に広げ、農家所得の向上を目指している。課題は雑草対策であることから、スマート農機を活用し、省力化に取り組む。

**北陸**

給食・加工 面積 スマート

⑧ 福井県越前市 (水稲)

**スマート農業を活用した大規模化!**

データに基づく有機栽培技術の実践や除草作業を中心とした省力化機械(水田除草機)の導入により、地域全体で有機農業に取り組みやすい体制を整備し、大幅な面積拡大を目指す。

**北海道**

給食・加工 面積

① 北海道安平町 (水稲・大豆)

**販路拡大に向けた加工品の開発!**

有機農産物を使用した加工品の商品開発を行い、新たな販路拡大につなげるとともに、学校給食での利用に取り組む。

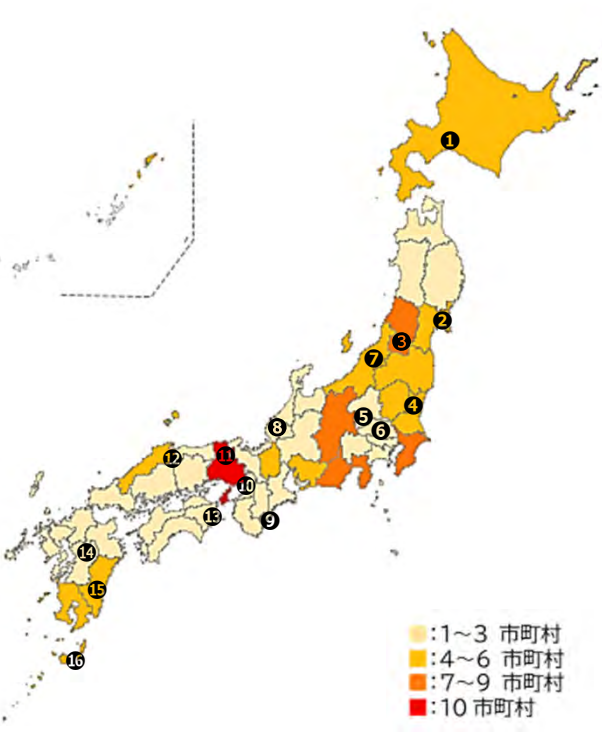
**九州**

給食・加工 スマート 人材育成

⑭ 熊本県菊池市 (水稲・豆・麦)

**生産者と消費者の交流を推進!**

農業高校と連携し、生産者・消費者の顔が見える取組を行うことで、地元就農を促進することや、市内小中学校等へ有機農産物を提供し、保護者の理解を促進。また、市内外で生産者と消費者が交流するイベントを開催するなど、消費者の購入意欲向上や、販路の拡大の推進に取り組む。



**東北**

給食・加工 面積 人材育成

② 宮城県登米市 (水稲)

**生産から消費まで有機農業を拡大!**

有機JAS認証等の取得の支援を行うとともに、新規で有機農業に取り組む方や転換を実施する方への研修会を実施する予定。また、市内外のイベントや学校給食への有機米の提供を通じて、消費者に有機農業の魅力のPRに取り組む。

**東北**

給食・加工

③ 山形県川西町 (水稲・大豆)

**有機農業に参入しやすい環境づくり!**

有機栽培における太陽熱土壌消毒の導入など作業効率化に向けた技術の導入や枝豆・紅大豆などの新たな栽培目的の追加のほか、紅大豆を活用した新たな商品開発などに取り組む。

**九州**

給食・加工 スマート 人材育成

⑮ 宮崎県綾町 (水稲・野菜)

**有機農業を学べる学校を開校!**

栽培技術から経営まで学べる「綾オーガニックスクール」を創設し新規就農者の受入体制を整備するとともに、ラジコン除草機の導入による省力化、学校給食の導入に向けた仕組みの検討などに取り組む。

**関東甲信・静岡**

給食・加工 面積

④ 茨城県常陸大宮市 (水稲・野菜)

**ほ場の団地化による効率的な生産!**

特定区域の設定地区で、有機水稲・野菜の大規模なほ場団地化を進めるとともに、有機野菜・米粉を使用した加工品や学校給食に導入する米粉パンの開発などに取り組む。

**関東甲信・静岡**

給食・加工 人材育成

⑤ 群馬県甘楽町 (水稲・野菜・果樹)

**甘楽町有機農業サポーターの取組!**

学校給食の利用拡大の他、新規就農者への研修体制や繁忙期の労働力の確保などのサポート体制を構築するとともに、地域内の遊休農地を活用した有機オリーブ等の生産拡大に取り組む。

**東海**

給食・加工 スマート 人材育成

⑨ 三重県尾鷲市 (果樹)

**有機果樹の生産拡大に取り組む!**

地域特産の甘夏や地域で生産されていない新たな果樹について、収量や品質の向上に向けた栽培技術を確立し、農業者の所得向上につなげるとともに、学校給食での利用や有機農業サミットの開催等を通じて地域一体となった取組を展開。

**東海**

給食・加工

⑥ 埼玉県所沢市 (野菜・茶)

**有機農業をはじめとする環境再生型農業を推進!**

土づくりや栽培方法等に関する技術講習会等の開催や、有機農業新規取組希望者への支援を行うとともに、学校給食についての関係者による協議・調整を継続的にを行い、有機給食を実施。また規格外品等を活用した加工品の試作や商品開発等についても実施する予定。

**九州**

給食・加工 スマート

⑯ 鹿児島県南種子町 (水稲・野菜)

**生産の効率化による有機農業の拡大!**

遊休農地を利用した有機農業の拡大、スマート農機の導入による生産の効率化、学校給食における有機米や有機野菜の利用拡大に取り組む。

**近畿**

スマート

⑩ 大阪府堺市 (水稲)

**地域資源を活用した都市農業の挑戦!**

地域資源である市内畜産農家の牛糞堆肥を地域内で活用促進することで、化学肥料を低減し、環境負荷を軽減した農業への転換を促進させ、堺産農産物「堺のめぐみ」などブランド力強化等に取り組む。

**近畿**

給食・加工 面積 スマート

⑪ 兵庫県豊岡市 (水稲)

**新たなコウノトリ育む農法への進化!**

イオン発生装置など新たな除草技術の導入実証を行うとともに、現行農法の再検証を行い、新たなコウノトリ育む農法米の産を検討するほか、学校給食での利用拡大に取り組む。

●: R4年度から開始 ●: R5年度から開始 ●: R6年度から開始

給食・加工: 有機農産物の給食・加工品の商品開発・販売  
面積: 10 ha以上の面積拡大が目標  
スマート: スマート農機の利用や省力化機械の導入  
人材育成: 学べる環境を整備

↑各オーガニックビレッジの取組はこちら

※ 記載内容は計画段階の取組を含む

## 2 有機農業に取り組む農業者の支援①

### (1) 環境保全型農業直接支払交付金

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。**

- ① **対象者**：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② **対象となる農業者の要件**
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ **支援対象活動**

化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（**有機農業等**）
- ④ **取組拡大加算**

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援（**4,000円/10a**）

#### 【支援対象取組・交付単価】

##### ▶ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用	3,600円
	緑肥の施用	5,000円
総合防除	そば等雑穀・飼料作物以外	4,000円
	そば等雑穀・飼料作物	2,000円
	炭の投入	5,000円

##### ▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

詳しくは↓



### (2) 有機転換推進事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）

新たに**有機農業への転換等を実施する農業者**に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった**有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援。**

- ① **対象者**
  - ・有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）又は慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
  - ※いずれもこれまでに本事業による支援を受けていない者であること
  - ・将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと
  - ・みどり認定を受けている又は受ける予定があること 等
- ② **対象農地**

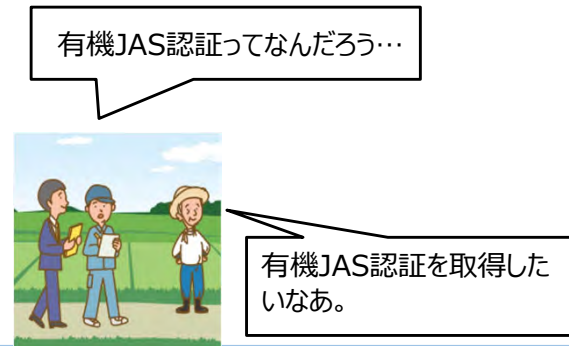
慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ **支援単価**

10aあたり2万円 以内（最小申請単位 10a）

### (3) 新規参入者向けの有機JAS認証習得支援

新たに有機農業に取り組む農業者（国際水準の有機農業を開始して5年以内または今後取り組む予定）の**有機JAS認証の研修及び初回のほ場実地検査受検等について支援。**

また、品目別に有機農業に関する栽培技術講習会を開催。



## 2 有機農業に取り組む農業者の支援②

### (4) 先進的有機農業拡大促進事業 **NEW**

有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援。

#### 1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

##### (1) スマート農業技術等に関する機械等の導入

有機農業の拡大に必要なスマート農業技術に関する農業機械、設備等の導入を支援。併せて、本事業の有機農業の拡大目標の達成に必要な範囲内で、農業機械、加工・保管設備その他有機農業の拡大に必要な機械、設備等の導入等を支援。

##### (2) 有機農業の拡大に向けた取組（上記の機械等の導入以外の取組）

有機農業の拡大に必要な以下の取組を支援。

ア 資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置

イ その他、有機農業の拡大に必要な取組（試験栽培、土壌分析等による新技術や新規作物導入、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等）

#### <事業イメージ>



事業実施主体	交付率	支援上限額
農業者、協議会等	(1) : 2分の1 (2)のア: 2分の1 (2)のイ: 定額	(1) + (2) : 5,000万円 (2) : 400万円 ※事業実施主体あたりの上限額ではなく、都道府県、市町村等が作成する1事業実施計画あたりの上限額です。

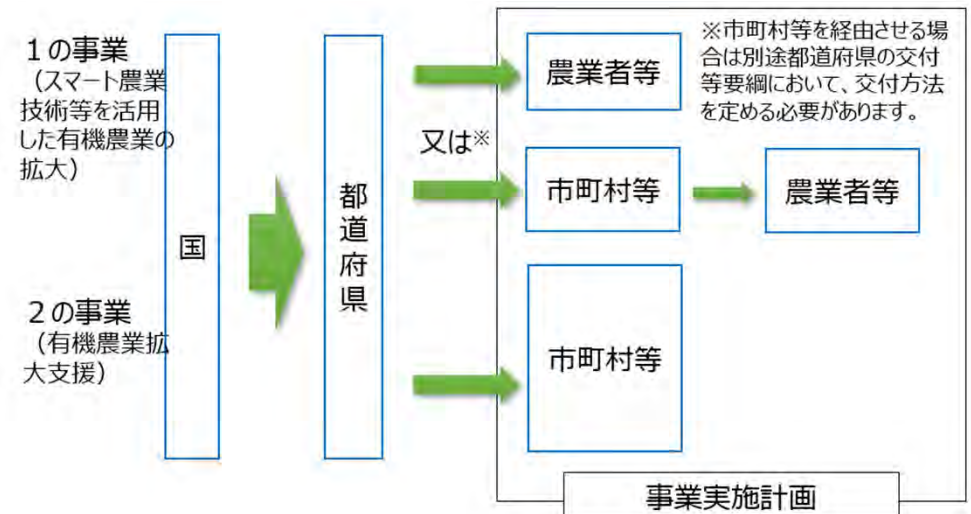
#### 2 有機農業拡大支援

1に取り組む農業者等を支援するための以下の取組を支援。

- 技術習得の取組（専門家を招いた研修会の開催等）
- 流通合理化の取組（生産者、流通業者、実需者等を集めた会議開催等）
- 販路拡大の取組（展示会等の開催、加工品の試作、転換期間中有機農産物の活用等）

事業実施主体	交付率	支援上限額
都道府県、市町村等	定額	800万円

#### <交付金の流れ>



### 3 技術等の研究開発 — 有機農業の技術の体系化、横展開 —

- 有機農業については、現場で培われた優れた技術が蓄積されており、こうした技術を体系化し、横展開するとともに、開発されつつある技術の社会実装を進めていく必要。
- 各種生産技術の横展開として、栽培技術マニュアル等を作成し、全国の普及指導機関等に広く提供。また、関係者のネットワークづくりにより技術の共有を行うとともに、生産技術の持続的な改良に向けた研究開発を推進。

#### 【現場で培われた有機農業技術の例】

##### 土壌の太陽熱消毒（畑作物）



透明のシートで農地を被覆し、太陽熱により土壌中の雑草の種子等を駆除。

##### 育苗の技術（水稻）



- 機械化に対応したポット苗を育苗。
- 活着の良い苗とするため、中苗以上のものを使用。

##### 除草の技術（水稻）



農研機構では、みのる産業(株)、県、生産者等と連携し乗用型除草機を2015年に開発。

写真：NPO法人 民間稲作研究所

#### これまでの各種技術の取りまとめ(マニュアル等)

##### ○有機農業の栽培マニュアル (-実践現場における事例と研究成果-)



• 暖地の水田二毛作、ホウレンソウの施設栽培、高冷地露地のレタス栽培の研究成果に基づく安定栽培技術を紹介。



※農研機構HPよりダウンロード可

##### ○機械除草技術を中心とした 水稻有機栽培技術マニュアル ver.2021



• 除草体系をはじめ水稻の有機栽培管理技術を分かりやすく解説。現場実証試験の概要や生産費についても掲載。



※農研機構HPよりダウンロード可

##### ○「省力除草、安定生産の水田有機栽培体系の実証と支援アプリケーションの開発」成果集 (2025年)



• 正条植え技術に直交機械除草を組み合わせた雑草対策、有機質肥料による施肥設計を支援するアプリ開発を核とした技術開発の取組を記載。



※農研機構HPよりダウンロード可

##### ○ 深水管理による省力的な有機水稻栽培を実現する農地整備&栽培管理マニュアル (2025年)



• 深水管理による省力的な雑草抑制技術を農地基盤整備、栽培管理、実証試験での取組にまとめてわかりやすく説明



※農研機構HPよりダウンロード可

##### ○関東地域における大豆有機栽培技術体系標準作業手順 (2024年)



有機大豆栽培に適した品種の選択、播種時期の変更による収量確保や虫害回避、中耕培土による雑草防除等の効果を具体的データを示しながら解説



※農研機構HPよりダウンロード可

### 3 技術等の研究開発 — 地域に応じた有機栽培マニュアルの作成 —

- 「環境にやさしい栽培技術」と「先端技術等を活用した省力化に資する技術」を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図るため、グリーンな栽培体系への転換サポートにおいて、産地に合わせた栽培マニュアルの作成等を支援。

#### 【取組事例】 水田における有機栽培の技術実証

- ・ 大崎市有機農業・グリーン化推進協議会（構成員：宮城県大崎市、新みやぎ農業協同組合、大崎農業改良普及センター、農業者、農機メーカー）は、アイガモロボット、水管理システム、ロボット草刈機を導入した有機米の栽培体系の確立を目指し、令和4年度から栽培実証を実施。
- ・ 令和6年度に実証結果を踏まえ、産地の栽培マニュアルを作成。



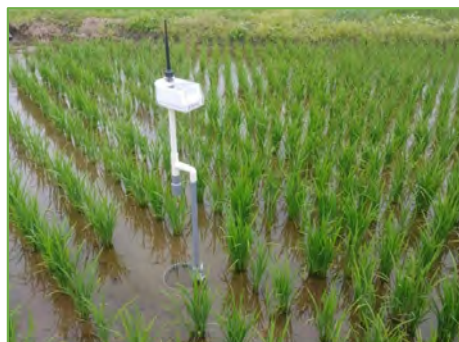
#### アイガモロボット

GPSを利用した自動航行で泥を巻き上げ光合成を抑制し除草剤の散布回数を削減。



#### 水管理システム

スマートフォンで水位等のデータを確認。遠隔操作で水量を調整。見回りの頻度・時間を削減。



#### ロボット草刈機

リモコンで操作できるロボット草刈り機で畦畔等の除草作業を軽労化。シェアリングでコスト削減。



# 4 指導体制の整備に関する支援

## (2) 有機農業の指導を行う民間団体の取組を支援

有機農産物等の販売戦略の提案や助言等を行う、オーガニックプロデューサーを産地へ派遣。新規就農者・転換者からの相談対応も実施。

送料を抑えたいが、どうすれば？



バイヤーや消費者を呼んでイベントができないかなあ。

### ▼過年度の取組事例▼

令和6年度 オーガニックプロデューサー支援事業  
オーガニックプロデューサーの取組について



2025年1月16日  
一般社団法人 次代の農と食をつくる会



① ヒアリング 産地の現状と課題を丁寧に聞き取ります

② 支援内容のご提案 ヒアリングとご要望を踏まえて

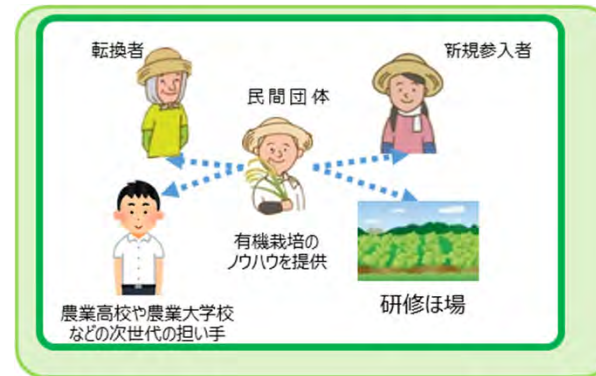
③ 派遣の実施 伴走型支援 / スポット支援

④ 次回派遣の調整 フィードバックを踏まえてご提案します

⑤ 支援の終了 自走化に向けて

▲オーガニックプロデューサー派遣の流れ

広域的に有機農業に関する栽培技術の提供を行う民間有機団体等が農業者に対して、**現地指導**や講習会の開催を支援。



有機農業者の  
増加・収量の向上

### 事例：有機水稻栽培実証ほ場の通年監修と講師派遣 (茨城県笠間市)

- ・市内学校給食を将来的に100%有機米に切り替えるビジョンのもと、有機水稻栽培実証ほ場の通年監修を令和6年度より開始。
- ・有機農業者1名と新たに有機農業に取り組む慣行農業者2名の協力を得て、実証ほ場で民間稲作研究所の指導のもと、年間5回の技術講習会を実施。

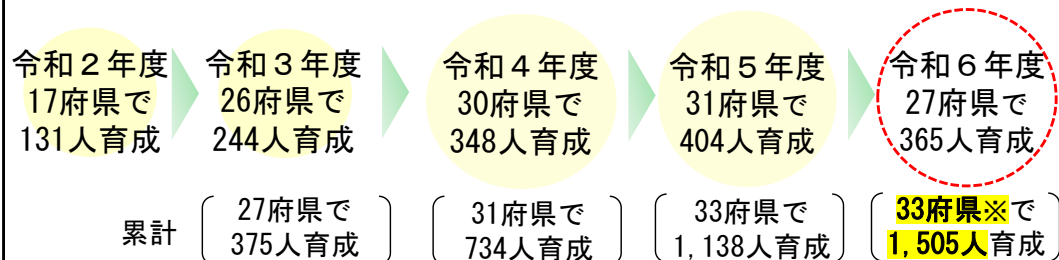


## 4 指導体制の整備

### ① 全国における有機農業指導員の育成状況

- 農林水産省では、各都道府県において有機農業に取り組む農業者への指導体制を整備するため、令和2年度から交付金により現場で有機農業の栽培技術の指導・助言を行う有機農業指導員の育成を支援。
- 令和6年度までに33府県で累計1,505人を育成。
- 熟練有機農業者や普及指導員において、地域に即した有機農業の技術指導の取組が展開。

#### 有機農業指導員の育成数の推移



交付金により、都道府県が有機農業指導員を育成するための研修に関する経費等を支援

※ 交付金を活用して有機農業指導員を育成した33府県以外の都道府県でも、熟練有機農業者等による指導体制を整備

#### 有機農業指導員とは

一定の研修等を受講(又は実務経験を有)し、有機農業の栽培技術や有機 JAS 制度等について指導・助言を行う者。

普及指導員等の都道府県職員その他、営農指導員等の農業協同組合職員、市町村職員、民間企業の社員、熟練有機農業者等を任命することが可能。

#### 事例1：有機農業産地拡大のための新規就農支援体制の構築（宮崎県）

- **新規就農者支援体制の構築**  
綾町で有機農業のノウハウを体系的に学ぶ「綾オーガニックスクール」を設立し、有機農業を営む農業者から栽培技術や経営手法を学べる体制を構築。



土づくり講座の様子

- **普及組織の取組**  
スクールの具体的な教育内容を整理し、耕作放棄地の再生や町民を対象とした公開講座を開催。
- 令和7年3月までに有機農業指導員9名（延べ）を育成

#### 事例2：有機茶の生産強化の取組（静岡県）

- 令和7年3月までに有機農業指導員24名（延べ）を育成

- **新規就農者の活動支援**  
有機茶栽培を行う新規就農者への巡回指導や、販路拡大のための販売業者とのマッチング等の経営確立に向けた取組を支援。



新規就農者の茶園巡回の様子

- **有機てん茶の生産強化**  
有機栽培のてん茶の品質改善や生産拡大を図るため、施肥やせん枝に係る技術実証を実施。

## 4 指導体制の整備

### ② 農業大学校等における有機農業の取組

- 道府県立農業大学校においては、全校が有機農業をカリキュラム化。この他、民間の農業教育機関等においても、有機農業の教育が実施されている。
- 令和8年度は兵庫県立農林大学校において、新たに有機農業専攻が設置。

#### ○ 道府県立農業大学校における有機農業教育の状況

##### R7に有機農業の教育を実施予定 41校/41校

- ① 有機農業の専攻を設置 . . . 3校
- ② 有機農業を主とした科目を設定 . . . 16校
- ③ 科目の一部で有機農業を取り扱う . . . 22校

出典：全国農業大学校協議会「令和7年度全国農業大学校等の概要」

#### ○ 有機農業教育を実施している民間教育機関等

- ・ 日本農業実践学園(茨城県)
- ・ 鶴岡市立農業経営者育成学校 (山形県)
- ・ とやま有機農業アカデミー (富山県)
- ・ 兵庫楽農生活センター(兵庫県)
- ・ 山都町有機農業サポートセンター(熊本県)
- ・ 綾オーガニックスクール(宮崎県)

等

#### ○ 有機農業専攻を設置している道府県立農業大学校

##### 島根県立農林大学校 有機農業専攻 (平成24年度～)



内容：座学の他、露地、ハウス、水田を組み合わせて、育苗から出荷まで一貫した有機栽培技術を習得

定員：10名程度（令和7年度）

期間：2年間

##### 埼玉県農業大学校 短期農業学科 有機農業専攻 (平成27年度～)



内容：農作業の基礎、堆肥や緑肥による土づくり、野菜等60品目ごとの栽培適期や採取方法等を習得

定員：19名（令和7年度）

期間：1年間

##### 群馬県立農林大学校 農業経営学科 社会人コース 有機農業専攻 (令和6年度～)



内容：土づくり、病害虫防除、有機JAS認証制度等の講義や、有機専用ほ場における実習、有機農家での研修を実施

定員：5名（令和7年度）

期間：1年間

##### 兵庫県立農業大学校 有機農業アカデミー (令和8年度～)



内容：1人1棟のビニルハウス及び露地ほ場において、野菜栽培を実習するとともに、生産から流通・販売までを体系的に学習。

定員：10名（令和8年度予定）

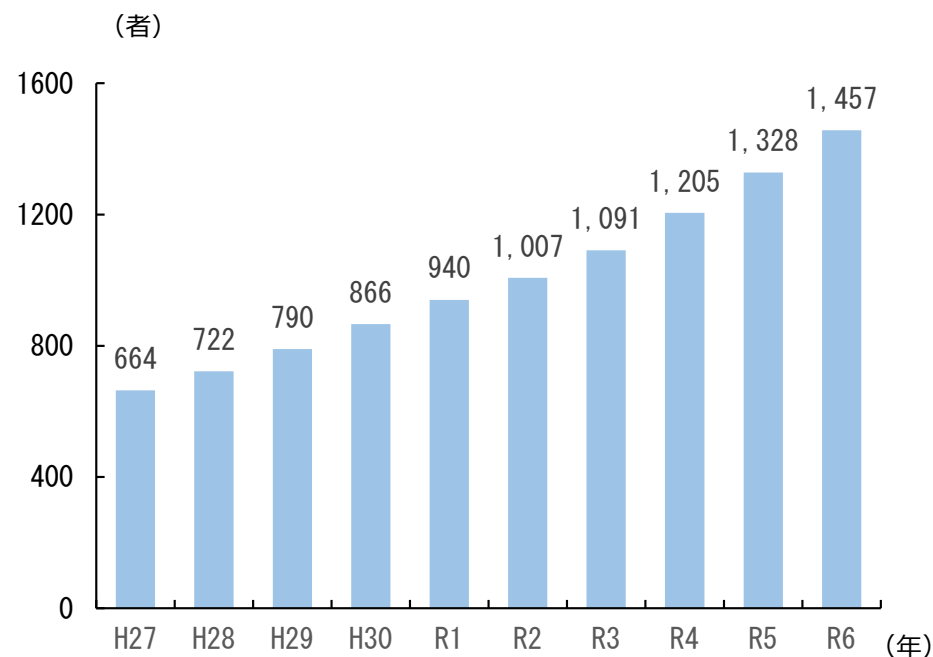
期間：1年間

# 5 有機農産物の加工流通・輸出に関する支援

## (1) 有機加工食品原料の輸入から国産への置き換え促進

- 有機加工食品の利用拡大に向けては、原材料供給のための生産拡大や、効率的な原材料調達のための**生産者と流通加工事業者等が連携した体制構築**が必要。
- また、有機加工食品の認証生産工程管理者数は増加傾向で推移している（※1）が、一方で、国内で流通する有機加工食品の原料の多くは輸入に頼っている状況。
- このため、有機加工食品原料の輸入から**国産への置き換えを促進**するため、生産者と連携して国産有機加工食品の生産に取り組む**流通、加工等の事業者が行う国産有機原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大**の取組を支援（以下※2）

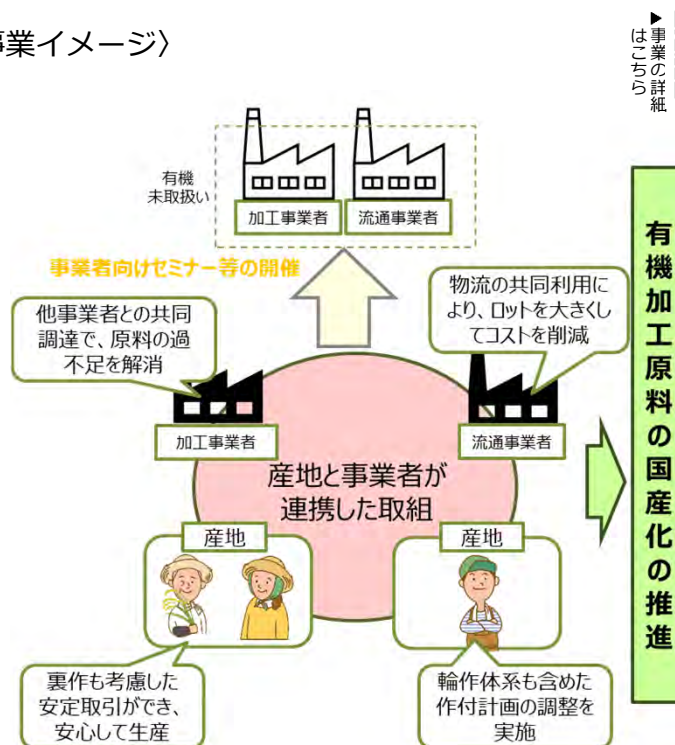
■有機加工食品(酒類含む)の認証生産工程管理者数（※1）



※「有機JAS国内認証事業者一覧（令和7年8月現在）」より農業環境対策課作成

■有機加工食品の原料国産化支援事業（※2）

〈事業イメージ〉



▶事業の詳細はこちら

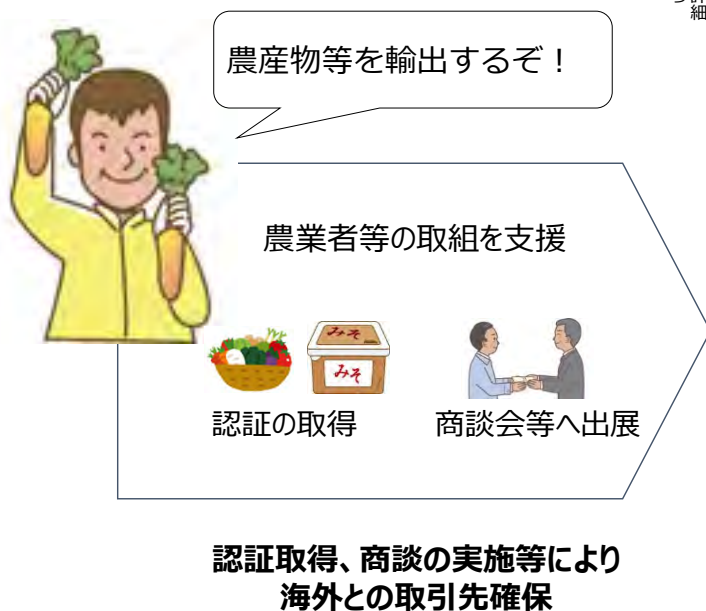
# 5 有機農産物の加工流通・輸出に関する支援

## (2) 有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向けた取組の支援

- 有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向け、有機JAS認証の取得や輸出向けの商談会・展示会への出展等を支援（※1）。
- 海外事業者との商談会や新商品の開発等により、味噌・醤油や、さつまいも加工品等の輸出が拡大（※2、3）。
- 有機同等性を利用した輸出は、品目別では、米国及びEU加盟国向け茶及び醤油の輸出数量が顕著に増加（※2）。また、有機酒類の同等性については、台湾及びカナダに加え、令和7年5月にEU加盟国、10月に英国、米国との間でも同等性が発効。海外のニーズに応じた輸出対策が必要。

### ■有機認証、GAP認証取得等支援事業（※1）

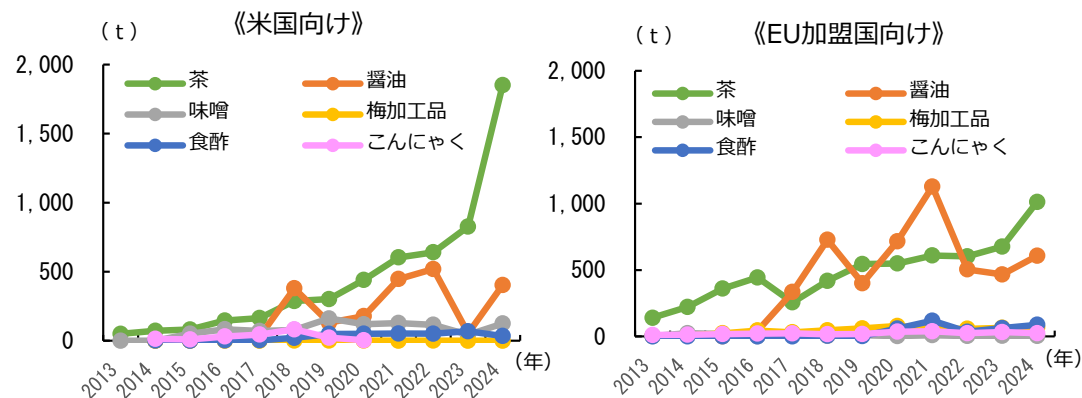
〈事業イメージ〉



事業の詳細はこちら

農産物等の輸出拡大

### ■有機同等性の仕組みを利用した輸出数量の推移（※2）

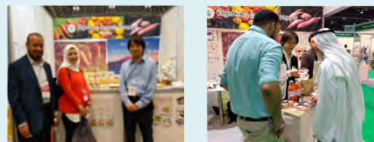


※「同等性の仕組み等を利用した有機食品の輸出数量の推移」より農業環境対策課作成

### ■輸出拡大に向けた民間団体の取組（※3）

(有) かごしま有機生産組合

・冷凍焼き芋、ベビーフード等の輸出向け商品開発に取組み、令和元年の輸出額前年比で約4倍増加。



玉乃光酒造(株)

・酒造好適米（山田錦、雄町）を使用した有機日本酒「有機純米吟醸GREEN」を販売。欧州、北米を中心に販路拡大を図る。



## 6 消費者へのアプローチ①

### (1) 国産有機農産物等の需要拡大

#### 国産有機農産物等需要拡大支援事業（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業推進総合対策事業）

- 国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起及び活用促進、有機農業の環境保全効果を訴求する取組、生産者と事業者間のマッチング等を支援。



有機農産物の生産から消費までの取組を把握できる消費者参加型のワークショップや有機食品マルシェの開催、消費者に対して有機農業の環境保全効果を普及啓発するためのコンテンツ作成を実施。



## 6 消費者へのアプローチ③ 「有機農業の日」に合わせた特別期間の実施

- 有機農業推進法の成立・施行から10周年を記念し、2016年に、一般社団法人 次代の農と食をつくる会により、12月8日が「有機農業の日（オーガニックデイ）」として制定されました。
- 農林水産省では、有機農業の消費者理解醸成や有機食品の消費拡大のため、「有機農業の日」特別期間を設けて情報発信を強化しました。令和7年度の特別期間：**11月14日（金）～12月14日（日）**
- 農水省特設サイトにおいて全国各地のお取り組み情報を募集・掲載し、学校給食での有機農産物等の利用（67市区町村・3法人）、有機食品の販売促進（35事業者）、有機農業関連イベント（60件）のご応募をいただいたほか、政府広報オンライン（ラジオ番組）「杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより」に当課職員が出演し有機農業の魅力を発信しました。

### 特別期間のチラシ



### 「有機農業の日」農水省特設サイトに掲載・応募いただいた件数

	学校給食	販売促進		イベント	
		直売所、道の駅	スーパー、ECサイト等		
北海道	7	1	26	5	
東北	7	0		10	
関東	24	3		16	
北陸	3	1		1	
東海	2	1		4	
近畿	12	2		10	
中国・四国	4	1		3	
九州・沖縄	11	0		11	
計	70	9		26	60